

平成 15 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 15 年 12 月 8 日 開会

平成 15 年 12 月 12 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 8 日 (月)

(第 1 日)

平成15年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成15年12月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

12番 三森 義高君

13番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定について

（1）会 期（5日間）

自 平成15年12月 8日

至 平成15年12月12日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 8日（月）	本会議	提案・説明
12月 9日（火）	本会議	質疑・付託・一部採決
12月10日（水）	本会議	一般質問
12月11日（木）	休 会	常任委員会
12月12日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第51号 高森町職員等の旅費に関する条例の制定について

日程第 5 議案第52号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第53号 高森町体育指導委員設置条例の制定について

日程第 7 議案第54号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 5 5 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 平成 1 5 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 平成 1 5 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公吉郎 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	二子石 衛 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下 生 人 君
監査事務局長	佐 伯 秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵志郎 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、第4回町議会を開くことに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

さて、私事で恐縮でございますけれども、今春の選挙戦を通じまして、多くの皆様方から力強い激励と温かいご支援をいただき、7カ月を経過をいたしましたところでございます。また、反面、ご批判、叱声も賜りました。私もこれらの声を肝に銘じながら、私の政治信条である町民に開かれた町政の推進を基本として、全力投球をしまいたいと決意を新たにいたしているところでございます。

なお、選挙戦でも訴えておりましたが、町政にはまだまだ多くの課題があります。現在、基本計画の見直しを作成中であり、その中身についても検討を加えているところでございます。補助金の見直しや今後の財政確保についても、入りを量りて出づるを制すと、基本原則の上に立ち、複雑多様化する行政事務の効率化推進と、新たな行政需要に対応するため、行政機構の整備を進めていかなければならないと思っております。

また、議員の皆様方には重要かつ困難な問題も山積をいたしておりますけれども、おいて町民の代表としてよく重責を全うされ、本町の発展と町民福祉増進のために絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折りから、皆様には節にご愛自くございまして、ご多幸の新春をお迎えいただきますようお祈りを申し上げるところでございます。

今時定例会におきましては、条例案5件、阿蘇広域事務組合規約及び熊本県町村職員退職金手当組合等の規約改正案など11件、予算案4件、合わせまして20件のご審議をお願い申し上げるものでございます。諸議案の内容につきましては、後ほど、ご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞご審議いただきまして、ご決議を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、ごあいさつといたします。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成15年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番 三森義高君、13番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成15年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月8日から12月12日までの5日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月8日から12月12日までの5日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第3 議案第50号から日程第8 議案第55号までは、本日は提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第50号で提案いたしました小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本町総合計画にもうたわれておりますとおり、学校については、山東部に小1中1、平坦部に小1中1と基本計画とされており、先の9月定例議会一般質問でもお答えを申しましたように、平成17年4月1日で草部南部小学校を高森東小学校に、草部中学校を高森東中学校に学校統合するための条例の一部を改正するものであります。

このことにつきましては、今までに何回となく話し合いも行われ、学校統合の趣旨説明も終わっており、今後の学校統合に伴います学校通学等、いろいろな学校統合の条件等の説明等を早急に行う必要があります、また、それに相当の期間、あるいは予算等も要するために、今回、提案をするものでございます。

どうか、慎重審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

-----○-----

日程第4 議案第51号 高森町職員等の旅費に関する条例の制定について

日程第5 議案第52号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第51号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定について、及び日程第5 議案第52号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第51号及び議案第52号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

議案第51号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正は、県の準則に基づきまして、整理を行いまして、現在の高森町職員の旅費に関する条例を廃止し、新たに高森町職員等の旅費に関する条例を制定するものでございます。本条例には、遺族に対する旅費の支給規定を明文化いたしました。また、日当を支給しない範囲を距離指定から地域指定に変更いたしました。

続きまして、議案第52号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

についてご説明申し上げます。今回の改正は、条例等に報酬額の定めがなかった各種委員の報酬額を規定し、また、町外日当、町内日当のバランスをとるために、町内日当の見直しを行いました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第 6 議案第 5 3 号 高森町体育指導委員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第 6 議案第 5 3 号、高森町体育指導委員設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） おはようございます。

議案第 5 3 号、高森町体育指導委員設置条例の制定について提案の説明を申し上げます。

この条例は、スポーツ振興法の改正に伴い、体育指導委員の設置は規則等で制定することとなっておりましたが、今回の改正では、各地方自治体は行革の一環として、指導委員設置は任意となったために、現在の規則から条例に改め、制定するものであります。

条例の内容といたしましては、第 1 条の目的から第 4 条、職務までを構成し、特に、今回は、定数 15 名から 12 名に減員し、また、任期を 2 年から 3 年に改めて制定するものであります。なお、この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行するものであります。

どうか、慎重審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

-----○-----

日程第 7 議案第 5 4 号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 5 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第 7 議案第 5 4 号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、及び日程第 8 議案第 5 5 号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを一括議題といたします。

議案第５４号及び議案第５５号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第５４号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

施設の利用等の規定が条例に定めています高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例、高森町河原老人憩いの家設置条例、高森町奥阿蘇キャンプ場設置条例、高森温泉館設置条例、以上の条例に利用制限の規定を追加制定するものでございます。なお、規則に定めがありますものについても、同様の改正を行います。

次に、議案第５５号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

県における事務権限委譲により、火薬取締法に基づく事務、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を阿蘇広域行政事務組合が共同することになり、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決が必要であり、ご提案いたしました。

なお、本議案は、関係町村の議会の同文議決となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 9 | 議案第 5 6 号 | 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 7 号 | 熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 8 号 | 熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 9 号 | 熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 0 号 | 熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 1 号 | 熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加について |

日程第 15 議案第 62 号 熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第 16 議案第 63 号 熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について

日程第 17 議案第 64 号 熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第 18 議案第 65 号 熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について

○議長（相馬俊行君） 日程第 9 議案第 56 号から日程第 18 議案第 65 号まで 10 件を一括議題といたします。

議案第 56 号から議案第 65 号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第 56 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更、議案第 58 号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更、議案第 60 号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更、議案第 62 号、熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更、議案第 64 号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

以上の議案の数の減少及び規約改正の主な内容は、天草郡大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町が町村合併により、平成 16 年 3 月 30 日限りで各組合を脱退することによるものと、また、新しく上天草市となることによります字句の変更追加及び規約の内容整理を行うものでございます。

続きまして、議案第 57 号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について、議案第 59 号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加について、議案第 61 号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加について、議案第 63 号、熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について、議案第 65 号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について、ご説明申し上げます。

以上の各議案の数の増加は、平成 16 年 3 月 31 日から各組合に上天草市を加入させることによるものでございます。

なお、各議案とも各町村議会の同文議決となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから一括議題１０件の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第５６号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５６号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５７号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５７号、熊本県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５８号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５８号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５８号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５９号、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６０号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第６０号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第６０号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 1 号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 1 号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号、熊本県町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 2 号、熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 2 号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 2 号、熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 3 号、熊本県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 3 号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 3 号、熊本県町村交通

災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号について採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号、熊本県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第19 議案第66号から日程第22 議案第69号までは、本日は提案のみといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第69号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第 19 議案第 66 号 平成 15 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 19 議案第 66 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 66 号で提案いたしました平成 15 年度高森町一般会計補正予算第 6 号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、町道整備事業に関わる調整や単県道路整備事業等の負担金の補正でありまして、総額 3,389 万 3,000 円の減額補正となっております。これを現計予算と合算いたしますと、45 億 3,851 万 9,000 円となります。

6 ページに第 2 表の地方債補正の減税補填債は、恒久的な減税による減収額を埋めるために地方財政法の特例として借入するものであります。過疎債、辺地債におきましては、町道整備事業の調整による変更であります。

以下、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9 ページ、民生費国庫負担金の身体障害者福祉費負担金は、更生医療給付事業に関わる対象経費の増額により補正を行います。これに伴いまして、県負担金の補正も行います。

10 ページ、総務費県補助金の地籍調査事業補助金は、調査面積の追加による補助金の増額であります。町債におきましては、先にご説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

11 ページ、企画費につきましては、野尻地区移動通信用鉄塔整備事業に伴います予算の補正でございます。委託料につきましては、入札残によります設計委託料を減額をしております。その他の費用につきましては、用地の費用が確定したところにより調整を行っております。また、地域づくり対策事業費につきましては、中心市街地活性化拠点施設整備に伴います経費でございますが、ご承知のとおり、個人所有地が整備用地の一部にございまして、一体的整備が必要であるとの観点から、今後の整備のための準備として、土地及び建物の鑑定を依頼をするものでございます。

12 ページに、諸費につきましては、昨年度の在宅福祉事業補助金の精算によります返納金を計上しております。

13 ページに、障害福祉費につきましては、歳入予算のご説明でも申し上げまし

た更生医療給付事業及び身体障害児補装具給付事業にかかる補正でございます。

16 ページに、土木費につきましては、町道整備事業の事業費の調整と単県事業負担金の増額補正でございます。

以上、今回、提出しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

-----○-----

日程第 20 議案第 67 号 平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 21 議案第 68 号 平成 15 年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 20 議案第 67 号、平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第 21 議案第 68 号、平成 15 年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第 67 号及び議案第 68 号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） おはようございます。

議案第 67 号、平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ 601 万 5,000 円を追加し、総額を 9 億 3,354 万 9,000 円とするものです。

予算書 7 ページの歳入は、款 4 国庫支出金、款 6 県支出金の高額医療費共同事業負担金の歳入見込額が、款 5 療養給付費等交付金の 14 年度分の精算額がそれぞれ確定したことによる補正増、款 7 共同事業交付金は、歳入見込額が確定したための減額補正額を計上しております。

また、8 ページの歳出は、共同事業関係の歳入見込額が確定したため、款 5 共同事業拠出金の財源組み替え、歳入増加分を款 10 の予備費に計上しております。

次に、議案第 68 号、平成 15 年度高森町老人保健特別会計補正予算第 3 号について、説明申し上げます。

今回は、第三者の行為による給付に対する損害賠償請求事務が完了した分について補正するもので、既定予算に歳入歳出それぞれ 347 万 6,000 円を追加し、総額を 11 億 5,628 万 6,000 円とするものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいた

します。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 2 議案第 6 9 号、平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、議案第 6 9 号、平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円とするものです。

続きまして、補正しました歳入歳出についてご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国民健康保険中央会から給付される介護費用適正化特別対策給付金並びに広域化等保険者支援給付金を増額補正いたしました。なお、この給付金は、国民健康保険団体連合会が平成 1 4 年度から取り組んでおります介護保険適正化事業に伴う電送環境の構築費用と介護事務の離島等支援費として給付されるものです。

続きまして、歳出については、前記の電送環境構築のための費用、及びパソコン購入費等を補正計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議賜り、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前 1 0 時 3 5 分

1 2 月 9 日 (火)

(第 2 日)

平成15年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成15年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公吉郎 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	二子石 衛 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下 生 人 君
監査事務局長	佐 伯 秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵志郎 君

総務課長補佐 古 澤 建 生 君 企画財政課長補佐 甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長 尾 和 博 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決を議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三でございます。おはようございます。

実は、この統合問題につきまして、昨夜、町長さん、また教育長さん、それから執行部、それから助役さん、それから収入役さんお出でになりまして、地元の保護者並びに各関係の方々の中で統合問題につきまして、ご説明がございました。その中にやはりこの説明も今になってちょっと遅過ぎはせんかということでございましたけれども、その意味も兼ねまして、町長さんの方に再度ご確認とお尋ねをしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、5番議員さんからのご質問でございますけれども、昨夜、集落センターの方にまいりまして、地元の方と意見交換等、またお話をしてまいったところでございます。御案内のように、小中学校統合審議会は、今から約32年前、昭和46年9月

28日に統合審議会条例が制定されまして、同年11月26日から第1回目の統合審議会が開催されて以来、平成3年の第2次、平成11年の第3次と審議会が設けられております。これまでに多くの議論を経て今日に至っているところでございます。町の総合計画でも平坦部に小中学校1校、山東部に小中学校1校の基本計画が示されております。

申すまでもございませんけども、学校教育は人間の生涯にわたる教育の基礎基本となるものを育てるものでありまして、今日の大きな課題でもあります。いじめや不登校なども基本的にどれだけの人間尊重の精神が子供達の間に浸透し、真の自分のものになっているかが大きなキーポイントになろうかと思えます。

したがいまして、統合審議会の答申を尊重し、これまでに組み込まれた統合に向けてのご議論や諸々の配慮の上に立ち、大局的な判断を持って平成17年4月に草部南部小学校を高森東小学校に、草部中学校を高森東中学校に統合いたしたく本日開催されました定例議会に上程をいたしているところでございます。

タベもそのようなご説明をしてまいってきております。私も時期、いろんなことを考えまして、もうこのあたりが一番いい時期じゃなかろうかなという判断に立ったところで、皆様方にご議論をお願いし、議員方々のご結論をいただきたいと、そのように思っているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 十二分に今のご説明をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

高森町内の小学校、中学校の統廃合、また様々な機構改革等については、統合審議会が開かれておりました。その結果として、本年、上色見小学校と色見小学校と高森小学校が統合いたしまして、高森中央小学校という新たな小学校ができあがったわけでございますが、その統合審議会の最中に、草部南部小学校と草部中学校の保護者の方達も統合審議会のメンバーとして参加をされていらっしゃいました。

その際に、草部地区においては、まだその域に達していないというような報告、また意見等が多数出されておりました関係で、先行して高森小学校、上色見小学校、色見小学校というものの3校の学校統合というのを先行して統合させてもらったわけでございますけれども、それから今までの間、当時の今村町長が一度、その

ように草部南部小学校、草部中学校それぞれの統合と下の３校の統合というのを打ち出された経緯がございます。しかしながら、その際は、まだ草部地区においても、まだまだ論議を尽くしていないということで、山東部の統合は見送られたという経緯がありました。その際に、まず、じゃあ下の３校だけでも統合しようということで、平成１５年の４月に３校を統合したわけですがけれども、私の記憶している限りで、それから先に、草部地区の方でどれだけの会合が開かれていたのかなということがございます。

ですから、今回、前回の一般質問の際に、藤本町長が上の草部と東の学校を統合されるという意見を出されましたから、私の方も十分な論議が尽くされているのかなというふうに感じておりますが、そのあたり、よければ、下の３校が統合してから、統合を決めたと、議会で承認をしてから先の草部地区での会合の状況等を参考のためにお聞かせをいただきたい。

私達は、私は文教厚生常任委員でございますから、教育委員会の方からいろいろとご説明は何うと思いますが、他の議員さん方におかれましては、そのあたりを十分考慮しておいていただかないと、今までいろいろなご意見が出てきたこの統合問題でございますから、皆様方にその旨の報告をよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、１３番議員さんのお話でございます。私も議員をしておりまして、私、統合審議会に参加したことはございませんけども、今までのお話をお聞きしながら、私がお聞きいたしましたのは、やはり平成１７年４月１日に統合を進めてほしいというような引き継ぎをいたしたところでございますし、私自身もそのためには学校を統合すると、いろんなスクールバス等、また子供さん方のスクールゾーンに関しましても、早い機会に整備していかなければいけないんじゃないかなということで、いろんな面に、道路面に関しましても、バスが急いで通らないといかんとか、いろんなカーブカットにいたしまして、また土地の交渉に関しましても、再目標といたしまして、いろんな地域にご相談を申し上げながら、許可を土地の大事なところ、大事と申しますか、もちろん財産でございますから、貴重な財産を道路に提供していただくということで、一生懸命、今回っているところでございます。もちろん、そのための努力は先頭に立たなければならないと、私自身が先頭に立つべきじゃなかろうかなと思って回っているところでございます。

学校統合におきましては、私も今日でちょうど７カ月目でございますけども、９月の一般質問で４番議員さんからの一般質問におきましてお話申しましたように、

私も平成17年4月1日には統合したいんですよということで、条例を上程したいと、そのようなお話をいたしましたし、また、9月の議会から金曜日まで、現在まで、いろんな地元の方とのアクションも起こっておりませんでしたし、私自身も地元の方も納得されているものと、そのような判断のもとに私、この7カ月間に関しましては、草部の地域の方とそういう会合を持ったことはございません。今回、議会に上程してから、昨日、草部地区の方々、集落センターにおきまして、皆様方とお話をしたところでございます。それが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤英範でございます。

色見・上色見の統合は、合併を前提に私達が一生懸命やってきたつもりでございます。しかしながら、合併も今のような状況でございますし、こういうことなら統合もせんでよかったという住民の声もございますが、これは立派な議案も出ておりますので、三役さんが揃い踏みでございますので、特に、草部の方々が三役でおられますので、絶対にこれはやってもらわんと、単独で町がいくとなれば、何かにつけて、これは切りつめていかんと、大変なことが起きると思います。是非がんばっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

今、佐伯金也君の方からもちっと質問があってございましたけれども、9月の定例会におきまして、一般質問の中で、今、町長さんが答弁なされておりましたとおり、平成17年4月に学校統合するというようなことで答弁をされておりますけれども、9月の定例会におきまして、今回、すぐ12月にですね、この条例が出ておりましたけれども、私も前のこと知りませんけれども、やはりこの草部の皆さん方によくそのような説明がなされておったか、いなかったかというようなことで、今、質問があってございましたけれども、今、町長さんのお答えでは、あまり今まで説明がなかったというようなことをお伺いしておりますけれども、私はやはり慎重にもうちょっと地域の草部の皆さん方とも相談をする、しなくてはならなかったんではなからうかと思っておりますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も今、皆様方からご意見をいただいておりますけれども、私自身は、そのような判断をいたします。十分審議会等でも尽くされているものと、

そのようなことを考えて、今回の提出に至っているところでございます。

9月から12月と少し早いんじゃないかということでございますけども、いろいろと学校統合となりますと、いろんな準備もございますし、また財政面からいろんなものに関しまして、十分地元の方との今後の発展的な考え方をもとに、準備をしまいたいということで、今回も早く提出をしたところでございます。

また、前回から平成15年から高森中央小学校の方にも両色見おい出になってがんばっていただいておりますけども、大変すばらしい学校づくりができておりますし、やはりこれは当然、草部を東部の方の学校に統合するのが一番いいんじゃないかということは、私自身が判断いたしまして、今回、提出したところでございます。

もちろん、今までの統合審議会、1次、2次、3次とございますけども、それを慎重に検討した結果でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、2名の議員さん方からそれぞれご意見が出されまして、統合については、議会としては、今の町の行財政の状況からすれば、やはり教育の機会均等、子供達に平等に同じく教育を受けさせようじゃないかと、同じ部活動をさせようじゃないか、いろんな経験をさせようじゃないかという行政側の観点からすれば、統合を進めて、子供達に本当に均等な教育を受けさせるということが義務であると思っております。それと、子供達が本当にいろんな経験をし、高森町は昭和30年代に合併をして、それから、それぞれの昔の校区で子供達が教育をしていた。統合は、合併はしていてもなかなか教育関係では合併ができなかったということからすれば、学校統合ということも1つの町を1つにするという観点からすれば、私は当然のことだと思っております。

しかしながら、流れなんですね、問題は。下の上色見、色見、高森小学校が統合を前向きに進める際においては、学校の跡地の問題、また学校を取り巻く問題等も統合審議会の中で多少は話が出されていたと思っております。しかしながら、その第3次の統合審議会の中で、草部南部の小学校、草部の中学校の件については、まだまだ時期尚早であるということから、統合をしても、その跡地の問題、また校舎の問題等については一切話をされていらないでして。それが、今回、9月に発表されて、この12月に提案をされる。この3カ月間の間で、いかなる話し合いが私はもたれたのかなということを先ほどお聞きしたわけでございます。

2年、3年と統合審議会で話し合ってきて、なかなか軟着陸でもいいから無事に

着陸をしてほしかった統合問題も結果、半分の統合でということになってしまったわけなんですけれども、それだけにやはりもう少し慎重に私はこの件については提案された方が良かったんじゃないかなとそうように考えております。

引き継ぎをされているということでございますが、前町長からの引き継ぎだというふうに私はとらえましたけれども、その際に、どのようなご意見が、どのようなお気持ちで引き継ぎを、前町長がされたのかということは町長についてはおわかりでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、まず引き継ぎの件でございますけども、前町長さんから引き継ぐ時は、平成17年の学校統合につきましては、平成17年に統合することが一番町長さん望ましいことですよという引き継ぎでございました。別にこれしなさい、あれしなさいという指示ではございませんでしたけども、一番望ましいと。また、そういうお話を各地域から、平成17年が一番いいと、そのお話を聞いたような気もいたしているところでございます。

いろいろと時期尚早というお話がありますけども、やはり3次答申までなされておりましたし、なかなかお互いの気持ち、私もまだタベ初めてのぼったところでございますけども、私自身は今回、1つの私自身の政治的判断で、判断と申しますか、そのようなことが一番いいんじゃないかと、統合が一番望ましいと、そのようなことに判断のもとに今回、上程をいたしたところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） これは、藤本町長が今までいろんな草部地区の皆様方と接してきて、お話をされてきて、そして肌で感じたご意見として、今回、このように条例を改正するというところで提案をされていらっしゃるというふうにとらえました。

しかしながら、やっぱり草部南部地区の皆様方の意見というものは、なるべく多くの方達の意見を僕達は吸い上げて、それを尊重していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。確かに、様々な手続き上の問題、財政の問題等も踏まえていけば、最終的に統合するのを17年の4月1日とすれば、それを逆算してきた時に、様々な作業を逆算してくる時に、やっぱりタイム的には今年度中が一番担当者とすれば、スムーズに統合することが可能ではあるんじゃないかとは思っております。

私も統合は推進をいたしておりましたから、そうかなとは思っておりますが、し

かしながら、やはり私は保護者の皆様方、また校区の皆さん達が納得した中で、全部の納得とは言いませんけれども、やはり、半数以上の皆さん方が子供の機会均等じゃないんですけれども、平等、教育の均等制を考えた時に、やむなしというふうに思われる方達が半数以上いらっしゃれば、私はそれでいいと思うんですけれども、まだお話を聞いてみる中では、私は今までそのようには考えて、受け取りがたいというような状況でございます。

タイムスケジュール的に教育長さんの方にお伺いいたしますが、どうしてもやっぱりこの12月の議会で決めておくべきことなんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） この提案に至るまでのことはだいたい町長さんの方からお話があったということで、私も同感に感じておるところでございます。タイミング的には、やはり早めの統合するかしないか決断をしていただかないと、諸作業においては、1年以上の猶予がかかります。学校関係で申しますならば、先生方の異動はもう本年度から考えていかなければなりませんので、非常に僻地でございますので、先生方の異動というのも1年で交代というようなことも出てきますので、なるべく早めにご決定をいただかんと、私の方としては、やはり早めのご決定をいただくためにはいいタイミングじゃなかったかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） えらい話を聞いておると、何か寂しい思いをしますが、町長さんは、その三役さんとの話し合いの上、これは提案されたんじゃないわけですか。助役さんあたりと。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私もこういう大事なことでございますから、なかなか政治的判断と申しまして、私一人で独断で決めるというのはなかなか難しゅうございます。当然、内部の打ち合わせをして、今回提出したところでございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） それで安心いたしました。それがためにぴしゃっとした三役ができておると私達は安心しているところでございます、正直申しまして。これができんとなれば、これはもういよいよ合併はしとらんわ、そこはがちゃがちゃするわ、町の明るさは大変なくなっていきやせんだろうかと大心配しております。そういうところで、やっぱり地元の議員さんもすばらしい議員も出ておられますので、

協力していただいて、一番冒頭に申し上げたばってん、やっぱり私達は合併を前提に統合したのは事実でございますから、それは何故かならば、やっぱり合併前に跡地利用とか、いろいろ部落で検討するとしてやってきて、これは統合になったのも事実でございますので、これ、草部地区だけが統合せんでやっていくということは、これは合併せんならせんごつ、大変な問題だと思いますので、しっかりがんばってご協力のほどお願いします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

今、統合に向けての条例改正ということで提案されております。私も3月までは担当の委員長でございまして、統合審議会、いろいろと会合に出席をし、経緯を存じているところでございます。私も統合に対しましては、色見、上色見、統合しております。本当にありがたいことでございますし、草部においても、統合していただきたいというのが希望でございます。

しかし、この条例改正の提案につきまして、12月がリミットであるという教育長の気持ちもわかります。しかしながら、町長、新体制ができて、先ほど、町長も7カ月ということを言われております。この期間、本当に町長がこの条例提案をするならば、地元対策と申しますか、1、2度なりとも会合を組んで、雰囲気をつかんでいくというのが1つの手ではなかったらうかと思います。かわりまして、何らその手も踏まずに、一発でポンと出すということは少し抵抗があったんじゃないかなと、そこらあたりも気がするわけでございます。

何はともあれ、出すにしましても、そこらあたりの手続き上の問題点が少しあったんじゃないか。せつかく収入役、助役と地元から出ておられますし、そこらあたりのつながりもあります。あえて町民が区民がそこまで抵抗されるということは、そこらあたりの手続き上の不備も少しあったんじゃないかなろうかと、私は感じておるわけでございます。せつくなられた町長が何ら足を運ぶことなく、ポンと出されたということに対しましても、相当な反発も出てきておると、私は感じているわけでございます。

先ほどから意見が出ております。統合に対しましては、私も大賛成でございます。これをすることによって、少しでも財政的にも考えていかねばならないし、また、子供達の平等制をもってお互いが多い人数の中で勉強をしていただくという基本のもとにやっていくというのが教育でございます。人間形成は子供からでございますので、その点については、大賛成でございますけれども、この条例提案に対

しますところの手続き上の町長としての姿勢が少し不備があったんじゃないかなろうかと私は考えるわけですが、町長にお答えを願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに今おっしゃるとおりの部分もあろうかと思います。私自身が平成17年の、先ほどから申しますように、平成17年の統合と、そのようなお話を聞いて、またその方が望ましいということを知りましたものですから、そういう3次答申まであって、十分論議尽くされているものということでございましたし、私自身はそのためには、当然、地元の方のご納得するためには、早い機会に道路拡張とか、いろんなものに関して努力せないかなと、いろんな手助けをしていくべきじゃないかなと、そのことの方に先に私が努力をしたところでございます。皆様方と統合の問題に関しまして、保護者の方とそういう打ち合わせがなかったことに関しましては、私も今後注意してまいりたいと思いますけども、ただ、私の考え方は、平成17年、それを思っておりましたものですから、そのために、諸々の条件として、何と言いましても、バスの通らない、車の回らないところでは困りますから、そういう気持ちで土地交渉に関しまして、そういういろんな面に関しまして、自ら足を運んで、そういうことで努力して、今回までまいってきたところでございます。

そして、9月の定例議会で一般質問等でもございましたように、お話をしました。それから約3カ月やりました。私の方ももちろん何もかもがうまくいったとは思いませんけども、私も確かにその点に関しては、反省せにやいかんと思うとります。先ほども何回も申しますけども、せっかくのこういう機会を得まして、統合の問題でお話をしたところでございます。

また、今、教育長の方からも一番最適の時期じゃないかなというお話も伺っておりますし、また打ち合わせもできておりますものですから、そのあたりをご理解をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ありがとうございます。今、町長の方からも道路整備、いろいろ等々の話も出ました。統合いたしますと、なかなか通学という方法についてが議論されているわけでございます。そういう中で、現在まで南部においてはなかなか道路事情が厳しいというのが今の現状でございます。統合審議会等々でもいろいろと道路面との競合制、ここらあたりも相当議論をされておる、まず、統合する前

に道路を拡張したいというのが行政の気持ちであったことも事実でございます。そのために、地元の協力をどうしてもいただきたいということで、再三、町長の方からも提案されておりますし、なかなか提案も地元の協力が得られないということで、なかなか今まで道路整備もできていないというのが現状でございます。そうすることで、この統合を進める上においては、道路というものがなかなかついて回る。いつの世も道路事情が最後まで通学方法について、ついて回るというのが条件でございます。そのためには、どうしてもなくてはならない地域との話し合いというのが一番大事な部分、その部分が何となく筋が通っていないと言われることの意味合いが通っていないような気がするわけでございます。今後、形はどうあれ、統合するがためにどの方法が一番いいのか、条例改正というのがこれは一番先に出てきませんと、統合はできません。そのためには、これ、必要な部分でございます。しかしながら、地元との今後の方向性について、本当に統合したことによって、地域が最大限の協力を得ていかれるのか、地域の活性化につながっていくのか、ひいては高森町の活性化につながるのか、そこらあたりをとくと今一度、町長にお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ご意見等、本当にありがとうございます。

私もせっかくこういう条例を皆様方をお願いしたところでございますし、発展的な今から前向きな発展的なことに関しまして、地元の方々と十分ご相談申し上げてまいりたいと思いますし、また、土地問題にいたしましても、地元の方のご意見等に関しましても、皆さん方のご意見一つ一つを拾いながら、発展的な意見と地元の跡地、また、地元の方々のご意見を十分くみ取りながら、草部地区の発展に努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

合併統合についてですけれども、これが付託されるのか、本会議で採決するのかはまだわかりませんけれども、一言言いたい部分といたしましては、執行部が言うのも正論、そして地元がいろんな意見を出すのも正論、どちらも正論でございます。しかし、第三者から見た場合、例えば、私の地元上色見、下色見では統合いたしましたけれども、東小中学校をつくった段階で、すでに統合の合意形成はされていたと、そう解釈しておったのが事実でございます。学校を建設する際に、地元の承諾なしには学校建設はいたしません。したがって、第3次の統合審議会が行われた際

にも、何で山東部の学校統合について、わざわざ協議せんといかんのかと、素直に思ったのが事実でございます。平坦部の統合を進めるがための答申であったのも理解が得ておりました。

したがいまして、学校建設までさかのぼって議論をするのもやぶさかではございませんけども、高森町全体から見た場合には、議会の判断、地元の合意、その上で東小中学校は建設されていたと、これが過去の高森町の歴史の証明であると思います。

したがいまして、今回、条例提案されましたけども、遅かったと、私はそういうふうに感じております。ただ、地元と言う意見はまったく正論でございます。したがいまして、執行部が素直に説明が遅れたとか、あるいは手続き上に多少問題があったとか、素直に僕は地元へ謝罪をすべきだと思いますし、議会側も一度議決をしておくことにしまして、再度また審議をしていくというふうなやり方はとるべきではないと思います。

一言言いたいとすれば、それまでですけども、ただ1つ、執行部の方から地元に対して、十分なる説明はまだまだされていなかった。その分に関しましては、きちっと謝っていただいて、決まったことに関しては、私はこの条例を審議していきたいと思っております。このことについて、町長の方から一言お願いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんおっしゃったとおりでございます。私も何回も申しますけども、地元の方もある程度納得していただいていると、そのようなことも感じましたから、早い整備が必要ということで1つでも2つでも早い機会に整備していかんやいかんということで整備して、自ら出てきたところでございます。その打ち合わせと地元の方との十分なされておらんということでございますけども、そのことに関しましては、今後、十分注意しながら、また、皆様方とまたこれが最後でございせんものですから、十分検討して、地元の方とも今後発展的なお話を申し上げながら、地元の方に説明不足であったことをそういうチャンスがあれば謝ってまいりたい、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐でございます。

おそらく、この議案は文教厚生常任委員会に付託されるのではないかというふうに思っておりますので、発言する機会がなくなりますので、一言だけ。

さっき、賛否両論、いろいろ出てまいりました。私は、草部北部でございますので、いち早く統合した中の地域でございます。やっぱりいろいろ南部の方からも意見を聞く機会がございまして聞きますと、どうもその統合そのものじゃなくして、今、高森ならいつでもいいですよというような話をちよくちよく聞くわけですね。統合そのものに反対じゃない、何か感情的なもつれ、そういうものがずっと足を引きずっておるような気がしてならないわけでございます。

さっきから説明不足、説明不足と言われますけれども、統合審議会30年からもう30何年ですよ、それ相応の執行部も説明をしてこられたらというふうに思っております。それで、本当に子供のことを考えた教育行政、そういうものを考えておられるのか、どうも私は不思議でならないわけです。統合して一番喜ぶ、一番生き生きとなるのは、私は子供であろうというふうに思っております。子供の立場に立ってものを考える時に、まだここが整備ができておらんとか、跡地の問題とかいうことを完全にやって、そうしなきゃならん統合であるならば、いつのことじゃわからんと言っても過言ではないというふうに思っています。まず、今、教育の必要な時期にある子供の立場に立ってものを考え、決断をしてほしいなと私は思っております。

統合して非常に私達の地域も寂れましたけれども、その時期に教育を受けた子供達は幸せいっぱいであったんじゃないかというふうに思っております。どうぞ、そのような観点から議会も町長さんも英断を下してやってほしいなと、そういうふうに思うところでございます。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 大変貴重なご意見を各議員さんから拝聴いたしまして、大変参考になりました。最後に、8番議員さんがおっしゃいましたように、私達もつい子供達のことをうっかりしがちな面もあったような気がいたします。今後は、やはり子供達が教育の機会均等、そして、高森町の子供達がすべて仲良く、楽しく過ごせるような学校をつくっていきたいというふうにさらに感じましたので、議員各位の皆様のご理解をいただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤和昭です。

私は、色見、上色見学校統合の方の議員として、地域の反対もものすごくあったわけでございますが、学校統合の基本計画にのりまして精いっぱいがんばりまして、何とかできあがったわけでございます。草部南部の方々の心の痛みもものすごく

くわかるわけですが、是非とも17年3月ですね、4月1日を目指して、学校統合がなされるように全力をもって執行部も議会も行っていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第51号 高森町職員等の旅費に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

高森町職員等の旅費に関する条例についてなんですけども、これは次の議案にも関係はいたしますけども、高森町は、いろんな報酬等を審議する際に、報酬等審議会というのを設けて審議されます。今回も多分に漏れず、審議会が開催されて決定されたものではないかと思っておりますけども、その辺の経緯についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 各委員さん方の報酬につきましては、報酬審議会におきましてお諮りいたして決定いたしております。今回の条例改正につきましては、これは報酬審議会に諮るべき問題ではございませんので諮ってはおりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

と申しますのも、旅費、日当の改正でございますけど、この日当の改正について、これは私の持論でございます。日当支給額は常に改革されております。今回は減額されるという形になりますけども、そもそも日当の持つ意味合い、日当そのも

のの意味合い、それについての行政の見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 日当につきましては、出張先において諸経費あたりが必要な分に対して当てるといふふうに私は理解しています。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ここまでは型どおりですね。ただ、一番問題は、今後、町村合併を踏まえた中で、単独町村でいくという可能性が今の段階で強い。したがって、経費等の削減等も努力せんといかんだろうし、こういった小さい積み重ねも大事だと思っております。大きい部分の事業の見直しも必要ですし、こういう日当等の改善も必要ではなからうかと思えます。その中であって、必要経費等が十分支払われる必要があると、それも当然でございます。でも、その必要経費の支払い方、日当支給という形ではなくて、実費払いという精算の仕方、こういうやり方もとれないものかなというふうに思っておりますし、事実、熊本市内あるいは県事務所は今回外れますけれども、熊本市内等に行かれた場合において、いろんな経費がかかるかもしれません。駐車場代はかかりませんが、その他諸々かかるかもやしませんけれども、そのあたりについて、同じ1日役場の職員として1日を働いていく中で、庁舎内で働こうと、それが庁舎外に出られようとも、そんなに仕事ということに関しては、僕は同じものだといふふうに感じておりますので、再度、必要経費等の支払いに対して日当で支払うというのではなくて、実費払いということが実質不可能なのかどうかをお伺いしたいと思いますし、合わせてこの日当支払いについて、いろんな精算される場合に、書類上の問題ですけども、書類の枚数が果たして減るのか、そして、これに係る手間が多少は減るのか、そのあたりを合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 日当以外の実費の精算でございますが、これにつきましては、一応、駐車料金、通行料あたりにつきましては実費で精算いたして、現在おります。また、その精算方法につきましては、財務規則あたりでうたっておりますので、その手続きにより処理しておりますので、それによって増える、増えないということは財務規則に沿ってやっておりますので、それは計り知れないと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ちょっと4回目になりますけれども、失礼いたします。

そもそも日当、よそに行く時に、例えば、会社員の方が普通に勤めている時によそにどこかに行くといった場合に日当なんか、普通の会社だったら出ません。大きい企業だったら日当が出ておりますけども、その距離は60キロとか50キロ、そのあたりの感じで精算されておりますけども、身近な役場にあつて、普通の給与のほかにまた日当が出る、これは議員も同じですけども、報酬のほかにまた日当が出るというやり方についての疑問がありますので、質問をしている次第でございます。

今後、この日当については、またさらなる改革がされるかもやしませんけども、やはり、単独町村で行く可能性のある高森町にとっては、このあたりの経費についての将来的な考え方を最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） この日当につきましては、一応、再度見直す予定をいたしております。来年度に見直しを行い、再来年度から実施したいというふうに考えてはおります。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

————○————

議案第52号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、総務常任

委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第 5 3 号 高森町体育指導委員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第 5 3 号、高森町体育指導委員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。7 番 本田生一君。

○7 番（本田生一君） 7 番 本田生一でございます。

この体育指導委員の設置条例につきましてでございますけれども、私もこの指導委員の中におりまして、少し質問させていただきますけれども、今現在、体育指導委員は 1 5 名おるわけでございます。今回のこの条例につきましては、定数を 1 2 名というようなことで、3 名の削減となっております。このようなところ、どのようなことで、この 1 5 名から 1 2 名に削減されたか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） ご承知のとおり、現在、各種助成金等の見直し、あるいは、町長、先だってもちっとおっしゃいましたと思いますけれども、いろんな町の中の見直しをやっております。その中で各種委員、教育委員会、諸々ありますけれども、来年の 3 月で任期が切れるのが体育指導委員の方々でございます。そういうことで、体育指導委員も委員会としましては、教育委員会に諮りまして、現在、1 5 名の方がおられますけれども、一応 1 2 名にして定数削減等、あるいは内容の充実を図りたいということで、こういう形をとらせていただいております。

また、そういうことで、今後、来年、任期がきます社会教育委員の方々、このことにつきましても、見直しの方向で検討したいというふうに考えております。

それから、合わせまして、参考のため申し上げますけれども、一応 2 年を 3 年にしたのは、7 番議員さんご承知だと思いますけれども、今、装飾品も 1 回買って全然与えていないというような状況もありますし、この辺のことも充実するためには、3 年間ぐらいは着ることは可能だろうかということでやりたいし、また、ご存じのとおり、郡の研修、あるいは県の体指、九州体指と、いろいろ体指の研修会等もあっております。その辺の研修会の参加についても、割り当ててやっておりますけれども、予算の関係で、これも充実したいということで、今回、一応 1 2 名ということでお願いしたいということで委員会の方ではそのように決定されました。よろしくお願いいたします。

いいいたします。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 今、局長の答弁の中で、いろいろよく考えていらっしゃると思いますけども、阿蘇郡がありまして県がありまして、この南郷地におきまして、今度、町村合併ございまして、白水、長陽、久木野という3村が合併になりますけども、この3村合併後もこの体育指導委員におきましては、何ら定数は削減いたしませんので、私はそのようなことも局長に言っておりましたけれども、高森町としましては、この条例できておりませんでしたので、今までだいたい12名であったんですけども、まず、女性の体指を増やそうというようなことで、増やしたところが15名に今までなっていた経緯になっておるわけでございますけども、12名で今後やっていかなくてもなりませんけども、今、局長の答弁のとおり、来年が任期でございますので、そこら辺はよく私どもも会議をしながら、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

—————○—————

議案第54号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第54号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第66号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第66号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 甲斐廣國君。

○ 8 番（甲斐廣國君） 8 番 甲斐でございます。

私もこの議案を受け取りまして、なかなか総合計画の方ばかり見て目を通す機会がございませんでしたので、昨日、初めてこの本会議で見ましてびっくりしたところでございますけれども、建設課長には昨日行って、いろいろ抗議も申し上げてきたところでございます。

この 16 ページ、土木費の中で、村山～高尾野線測量設計委託料の減額ですね。どうしてこうなったのか、昨日、いろいろ説明を受けて、理屈、こう葉はどこにでもひつつくという諺がございますので、理屈を聞けばそうかなということでございますが、だんだん町長がかわり、係がかわりますと、また、新たな形にこの計画がかわっていくのじゃないかというふうに思っておるところでございます。

前の町長、それから、現在の教育委員会事務局長が総務課長時代に、この村山線につきましては、何回も私の地域から陳情もいたしまして、何とか改良してくれという頼みを強く申し込んでおったところでございます。いろいろ草案ができあがりつつあった中で、今年は大まかな測量でもというような予算がついて一安心しておったところ、こういうことでございますので、町長さんの方に特にお願いをしたいわけでございますけれども、この道路は高原開発計画の中でできた、まず、牧道としてできた、それをできあがってすぐ町道に変更したという形でございます。特に、今、この町道に入る入り口、あそこの横に家が真横にあります。徳丸さんの家、ちょうどあの交差点のところに、真横に。出てくるところが 2 メーター足らずの道路です。入り込みも非常に悪くて、また見通しが悪い。そういうことで、後ろから来る車が信号を通ってすぐその入り込む道が見えないものだから、おそらく入り込みはしまいと思って飛ばせてくると、入り込みをして、うちの家内も追突されたことがございます。この改良を早くからお願いをしておったわけでございますけれども、二転三転してこういう形でございますので、今、北部地区の通勤道路、私は数えてみますと、30 人足らずが下に下っております。熊本市内まで大津までも通勤をしております。非常に便利な道路です。高森まで 15 分ぐらいしかかかりませんので、これはもう本当になくてはならない道路、ところが、冬場、大変危険な箇所がいっぱいあります。そういうことで、改良をお願いをしてくれているところでございますので、どうぞこのことをお含みの上、今後、やっていただきたいなと、そういうことをお願いするところでございます。

もうはっきり言って、北部地区にこの矢津田からこっち来ると 2 車線道路なん

て、1メートルもないですよ。そういうことでございますので、これは、北部地区の最大の念願の道路でございますので、どうぞ町長さんの決意のほど、お伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 私の方からまず、補足説明させていただきたいと思えます。この内容につきまして、昨日、個人的に8番議員の方にはお願い申し上げたところでございますが、十分今後、改良する上で、十分建設課としましては、内容を検討して、どうしたが一番いいのか、それから、交通安全面、さっきもちょっとおっしゃいましたように、交差点の近所、それからその上、本年の6月議会の時にも建設経済常任委員会の方にも一応一緒に現場を見ていただいて、ちょうど予定としまして、カーブのところに入るところもありまして、そのカーブの部分については、やっぱり警察の方の交通安全面からも適当ではなかろうというような前例等もあっておりますので、そういうようなことを総括的に考えまして、もう一度、基本を洗い直して、そして十分この先の計画に反映させていかなければというような結論に達しましたので、今回、設計については、見送らせていただいて、改めてやっていきたいということで、町長の方に切に申し上げまして、中途半端なやり方じゃなく、交通安全、トータル的に考えてやっていきたいというふうに考えますので、町長、よろしくお願いしたいということで、今回、見送らせていただくということで、減額させていただいた経緯でございます。どうぞ、その内容を十分ご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、建設課長が申し上げたとおりでございます。村山地区ということで、地元にも議員さん、12番、13番さん議員さんおられますし、とんと目の前の道のようにも伺いますし、十分交差点以外にもう少し安全でもうちょっとできるところはなかろうかということの模索もしているのも現状でございます。今、おっしゃいましたように、徳丸さんの倉庫が真横にたつてとても危のうございます。それもよく交差点のすぐ10メートルも離れておりませんものですから、よく理解しております。それ以外に何とか高尾野線と上から下ってくる道の取り付け道路ができせんかということで、村山地区の議員さん方とも相談しながら、がんばってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は、1点だけお聞きしたいと思います。11ページの地域づくり対策事業費の中の中心地市街地拠点施設整備に伴う土地建物鑑定の手数料というこの金額ではなくて、その今の計画ですね、中心地市街化に向けた計画、中心地市街地の活性化ということで、町長が以前、総務委員長の折りには、建物をつくるという予算の部分に関して、建物はダメよということで、議会でも議決いたしまして、流れた経緯がございます。その中にあって、今後、中心地市街地に向けた活性は必要であるという観点からさらに予算化をして進めていかれるものと思いますけども、これ、拠点施設整備に伴うというふうに書いてありますので、また、施設等をつくられる予定があるのか、あるいは、今現在、どのような段階で進んでおるのか、そして、今後、どのような形で取り組まれていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回、ご提案いたしております市街地拠点施設整備に伴うということで書いておりますが、あくまでも施設につきましては、必要最小限の施設とすると、あと、残地につきましては、イベントが行える広場、そういった部分と公園、そういった最小限の整備を考えております。現状といたしましては、風と森の会の方で今までいろんな議論がなされてきましたことをわかりやすくするために、熊本県立大学の環境共生学部科の方と共同しまして、先週、先々週でしたか、町の方も歩いていただき、今回は今週の土曜日、風と森の会の方々と意見交換をしまして、来年1月いっぱいを目途に整備の絵を描いていただくと、学校の方は併せて模型の方もつくって提案したいというようなことも申しております。そういったことをもとに、16年度の予算の方に反映させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

まったく今のところ、私も把握しておりませんでしたのでお伺いした次第でございますけども、必要最小限の施設をつくるのか言っても、いわゆる抽象的でなかなかわかりにくいんですけども、予算化していくということになれば、問題はもっとそういうちゃんとした計画があるんじゃないかと疑ったりするということもおかしいかもしれませんけども、その拠点施設について、必要最小限という施設の部分と以前、議会の方で否決をしてしまいました4億円の部分との整合性がちょっと今一、はっきり私はいたしません。したがって、再度、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今、議員おっしゃいました時の予算は確か4億円だったと思っております。その分につきましては、当時、国庫補助金を財源として事業を実施するという事で計画をしておりましたけども、あとの経緯は議員ご存じのとおりでございますが、今回、総事業費はその当時、町が負担する分の2億円、2億円の一応単独ということで、補助事業になりますと、いろんな整備にかなりな足かせがかかりますので、4億円にしてもいわゆる2億円の持ち出し、それならば、2億円で住民が発案した中で一番いい施設が足かせなくできるんじゃないかということで、一応事業費総額は2億円を見ております。

その他の財源といたしましては、県の方の単独の補助等がございますので、その辺を今どういったものが使えるかということを検討している段階でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

いわゆる持ち出し分が同じ額であれば、こっちの方を選んだというふうな説明になりますけども、普通に考えれば、そういった持ち出し額がもっと少なくなる方法というのが最初の否決した段階で、これは私の責任でもございますし、全議員の責任でもございますけども、否決したということは、本当はおかしかったのかもしれませんが、ただ、1つ言えるのは、持ち出し分が同じだからこれでいきますよというのは、今一説明にはなっていないような気がするわけでございます。つまり、何のためにつくとかという、その目的があったからこそそういうのをつくろうとした部分がありますので、単なるつくるのが目的ではなくて、市街地活性化のためには、風と森の方のグループで今ずっといろんな勉強会等されて進んでいるとは思いますが、何か今一その中心地市街地の方がそのあたりだけでこじんまりとまとまってしまって、全体的に、全町的に取り組むような感じになくなってきているような気がするの僕だけかもしれませんが、そういう気がいたします。

したがって、中心地市街地ということで活性化をするならば、例の国庫補助金が絡まない県の補助金だけの部分としての2億円の持ち出しと前回流した分の持ち出しで、今回のやつがはるかに持ち出し分は少ないんですよというきちっとした説明があれば、まだわかりやすいんですけども、最後にその辺をもう1回だけお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今、2億円と申しまして、前回の4億円の町負担分が

2億円だったと、元々4億円の中身につきましては、風と森の方でもいろんな議論がなされましたけども、やっぱり一番ネックになりましたのは、補助金の手かせ足かせの分でした。今回、2億円というような事業費を想定しておりますけれども、その財源といたしましては、先ほど申しました県の単県補助分ですね、それと、宝くじ等の助成措置、そういったいろんな財源を手当てしながら整備していきたいと思いますし、先ほど、必要最小限と申しましたのは、そういった意味合いもございまして、まず、必要な部分から整備して、大きな箱を最初つくりまして、あとで無駄になってはいかんというような元々の考えもございましたので、そういう計画に現状としてはなっております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

15ページの農業振興費の中の備品購入費、有害鳥獣防除用電子爆音器一式ということで載っております。この爆音器というのは、南阿蘇管内だけじゃないと思うんですが、観光地において、いろいろな物議を醸している品物だというふうに思っております。白水あたりについては、爆音器の使用についていろいろ制限等も出されておりますし、この高森町においても、爆音器使用の皆様方にいろいろをお願いをして、その制限しておるような状況の中で、この有害防除用電子爆音器一式じゃなくって、何かほかの方法はなかったものなのかということですね。また、これの目的、どこにどういうふうに備えつけられるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） ただいまご指摘のとおり、有害鳥獣防除用のガス爆音器につきましては、法的に規制がございません。当然ながら、高森町だけの問題ではなく、これは全国的な問題でございます。今回の提出しております電子爆音器の補正につきましては、近年、収穫時期に苦情が出ておりますガス爆音器、ペンション、別荘並びに近隣住民の方より苦情が殺到しておりますが、なかなかこれといった対処方法がございません。行政としては、農家の方をお願いをするのみでございます。

ただ、それにしましても、何かの形でどがんかできないかということで、今度、電子爆音器をまず試験的に導入したいと考えております。ガス爆音器につきましては、時間をおいて、鳥獣を脅すという形のやり方ですが、この電子爆音器につきましては、鳥獣に嫌いな周波数の音が出ますが、それを音を出して防除するというや

り方です。これも抜本的な解決策にはならないかもしれませんが、ただ、試験的にこれを使っていって、関係住民の方にご意見をお伺いしまして、今後の対策にも反映したいということで、購入を考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 電子爆音器ですから、低周波とか、有害鳥獣にしか聞こえないような音が出るのかなというふうな期待感もあるわけですが、最後に書いてある爆音器というからには、おそらくそれなりの音が出るんだろうなと思っております。私は、試験的にと言われますけれども、これは試験的に買って、つまらなかったら、また倉庫の中なんですね。一時期、エアガンを農林振興課の方で有害鳥獣で購入されておりました。あれは確か大変高かったような気もいたしますし、子供はあれ使うと喜ぶんですね、遊びには。しかしながら、有害鳥獣にはちょっと役に立ちませんで、あれもそのままだったような気がいたしますけれども、もう少しメーカーと協議をして、買うのはちょっと控えて、試験だけをさせていただいて、効果のあるならば、大量にじゃないんですけども、やっぱり困っている農家の方達に紹介をするというふうな方向がよろしいんじゃないかなと思います。でないと、農林振興課の備品台帳の中にも使わない有害鳥獣駆除用のものがいくつかあるような気もいたしました。僕は爆音器というからには、音が出ると思うんですけども、どの程度の音が出るんでしょうか。聞かれましたでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 聞いております。試験的に私どももそれを取り寄せて、まず、基本的に、ガス爆音器の問題は、農林振興課サイドだけの問題の次元が違いますので、企画財政課並びに総務課と三者でこれについては対応を現在しております。苦情処理も含めてやっております。その中で、違うなものか、そういうのはないかということで、基本的にはガス爆音器をつくる会社にお尋ねしましたところ、全国的にその苦情はきていると、そういうのを違う形で開発を進めておりますが、なかなかそれが出てこないということで、まず、この電子爆音器なるものをこの先日、1カ月ぐらい前ですか、試験的に取り寄せて、私どもも聞いております。確かに、周波数といいますか、そういう形で防除するわけですから、人間にも爆音器も取り方次第ですので、この電子爆音器についても、人間に対して、どのぐらい不快感があるのかというをまずやってみないことにはわからんということでしておりますので、非常に苦慮しているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この問題は、やっぱり高森町を含めて、阿蘇郡内、やっぱり1級農地を抱える観光地といたしましては、自然を守るためには、農家の方達が安定した所得を得る、そのためには有害鳥獣から我が農産物を守っていく手だてということで、このように頭を悩まさなければならないということが本当に残念なんですけれども、どうにかしてうまく観光客、宿泊観光客の皆様方とやっていきながら、農業がすばらしいものだということをわかっていただく方法を考えてもらいたいと思っておりますが、爆音器というものの元々の原点は、この音で脅すという音が鉄砲で撃たれるような恐怖感を有害鳥獣に与える、それが原点だったというふうに私は思っております。ですから、猿については、県知事の許可がいるというふうに伺っておりますが、イノシシとか鹿あたりについては、おそらく私は町長さんまでの許可でよかったんじゃないかなと思います。夕方になりますと、もう南郷谷、要するに、高森町の中でも聞けると思うんですが、鹿の鳴き声がけたたましい。山に入れば、穴がほげていまして、イノシシの掘った跡がまた激しいわけですね。猿については、群をなして動いているせいか、そう何回も出くわした経験がございませんが、今から先の有害鳥獣の一番のターゲットと申しますか、中心となるものは、イノシシであり、私は鹿であるんじゃないかなと思います。そうなりますと、できれば、猟友会あたりに連絡をとりながら、有害鳥獣の駆除を徹底して年間でもいいから高森町が許可をしていただいて、猟友会の皆様をお願いをする。そして、1頭当たりの報償金と申しますか、それについても、それなりにあげていただかなければ、やはり5人組で、5人とか10人の団体で有害鳥獣を駆除されて、その方達が1日仕事をしないで回った時に、1人当たりの日当、もし1頭取ったとしても、5,000円とか3,000円じゃ、何のために仕事を休んでいったかわからないと思いますから、そのあたりの費用弁償あたりを考えていただいて、なるべくこのように爆音器じゃなくして、高森町で猟をされている方達との連携を図ってやっていかれる方向も考えられないことはないと思うんですけれども、その点、藤本町長、いかがお考えでございましょう。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 爆音器の件でございますけども、有害駆除隊と、高森町の各地域に猟友会というものができてございます。猟というのがなかなか範囲がございまして、人家から300メートル以内は撃ってはいけませんとか、いろんな諸条件がついて猟の許可というのが出るわけでございます。高森町で町長でいいというの

は、確かイノシシだけじゃなかろうかなと、ちょっと思い出せませんが、イノシシだけじゃなかろうかなと思っているところでございます。爆音器というのは、人家の私も何回か鳴りまして、白水の方、ペンションの方々から苦情も何回かお聞きしたところも現実でございますし、いろんな政策はなかろうかなということで、だいぶ研究して、いろんな調べた結果がこの電子爆音器じゃなかろうかなと思います。猟に対して、爆音器はあくまでも人家の近くにくる有害鳥獣駆除に対しての効果があるんじゃないかなと。猟の方は確かお寺までは300メートルとか、学校は何百メートルとか、結構いろいろ規制がございまして、そのあたりの対策の一環を今回、考えていただいたんじゃないかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

今、爆音器の件でいろいろと議論がなされております。結論から申しますと、爆音器については、なかなか規制がないというのが1つの悩みでございます。白水の方では、先ほども話があったとおりでしたように、村の規制の中でちょっと規制が定められておるような状況がございます。

私があえて申しますならば、この爆音器の観光という形が出ております。観光地域、南郷、阿蘇一緒でございますけれども、これはどこにも出てくる問題でもありまして、新聞をにぎやかすのも9月から爆音器問題が非常に出てくるというのが現状でございます。この現状を打開するために、規制を設けないと仕方がないと思うわけでございます。これはたちごっこです。そのためには、まず、町単独でやることよりも、南郷、阿蘇一緒になって爆音器問題を検討し、規制を設ける、その前提の中で出ております電子爆音器ですか、本当にいいものなのか、単独ですだけの価値があるのか、規制がなくて、これがあくまでも農家を買わなければダメです。それを本当にこれが効果を見届けて、買えるだけの説明ができるのか、そうする説明よりも、まず規制を設けて、そして前に進むことを考えないと、ただ町単独でやっても、町から外れた隣接町村の境目はどうなるのか、いろいろと規制の範囲が出てきます。そのためには、全体的な見直しをする規制を設ける、そこらあたりの各町村の連携と申しますか、そこらあたりを基本からもうちょっと考えていただけないか。町単独で、村単独でじゃなくして、そこが今後、合併をしていかなければならない、高森はあくまでも単独という形ができておりますけれども、そういう事情が出てきている状況で、単独単独というような時代ではないと思いますが、そ

の点、振興課長、お考えがあるかないか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） ただいま、ご指摘の各町村連携ということですが、実は、昨日ですが、午後から阿蘇郡内の課長会議がございました。その中で、基本的には、ガス爆音器の問題も当然ながら出ております。これにつきましては、阿蘇地域振興局の方が、要はここ数年、知事への直行便で、ガス爆音器の苦情等もありまして、なかなか県も対応がしづらいという、これ全国的にそうですが、対応しづらいということで、町村も一緒に考えてくれないかということで、昨日も話があったわけですが、基本的には、ガス爆音器の問題につきましては、農家、それにうちはペンション、近隣住民もそうなんですが、基本的には、お互いがやはりお互いの生活圏を大切にするという理屈をわかってほしいとは思いますが、なかなかそうはいきません。

そこで、基本的には、会議は連携ということで、関係町村、会議をおうごにやっておりますが、なかなかその結論が出ないという状況であります。隣の白水村の話が出ましたが、爆音器何とか条例というのが条例化されております。ただ、これもあくまでも夜の爆音器の音を抑えると、80でしょうか、ちょっと覚えておりませんが、鳴らすのはダメですよじゃなくて、夜は決めておって、それ以下でしなさいと、それについての規制はございません。ただ、白水村の場合は、それに伴って被害が出た場合については、作物の補償をやりますよというやり方でございます。

要は、今後、いろいろ方策考えなくてはなりませんが、有害鳥獣関係で、農作物の被害があった場合、どの程度、町がそれについて助成するのか、要は、その補償があれば農家の方使われないということですので、これについては、十分議員さん方とご相談し、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 爆音器については、農家側も全世帯が付けているわけじゃないわけです。なかなか爆音器が高いか、食われる方が高いか、わからん状態です。そういう爆音器です。これは、全世帯、米作りが鳴らしはじめたらとてもじゃないと思うんです。しかしながら、一部の農家がやっておるのも事実です。しかし、鳥の視界というものは、どれだけあるか、私も農家しております、刈り取りも一番遅れて、確かに土手ぐろはだいぶんやられております。しかし、何俵という減るだけの鳥の被害はないわけですね。それよりも本当の被害という有害鳥獣というの

は、先ほど言う鹿とイノシシ、猿、こっちの方がひどいわけですよ。これは、イノシシが入った場合はもう1枚そっくりやられますけん。そうなった時の有害鳥獣、鳥獣といいますか、有害という代物はそちらの方を目に向けてきたような状況じゃなかろうかと思います。鳥の害というのは、本当にそうまで害はない。爆音器を鳴らしても、鳴ったらすぐ下りてきます。また、鳴ったら飛び上がります。飛び上がって、そばにいて、また下りています。その繰り返しです。それに農家がどれだけ一生懸命やっておられる、だからこそ全世帯ついておらんというのが状況です。そのために、公費を使って一生懸命やっておられる、これも大事なことです。だからこそ、私は単独でするよりも、全体的な各町村の計画の中でやったらどうですかという今後の方向付けをやっていただいたらどうですかというような意見を出しているわけです。

しかしながら、先ほども言いますように、猿、イノシシについては、地形的な問題もありますし、いろいろと問題もあります。高森は野尻、草部、この阿蘇山、いろいろな地形の中で非常にそっちの害の方がひどいと私は思います。猟もしております関係で、そちらは町長も今やっておられますし、そこらあたりはとくと把握しておられます。そういう関係にしますと、爆音器に頼るよりもイノシシ、鹿、猿、そっちの方を今度は重点的にやっていかんと、被害額が太りますというような気はいたします。そこら辺を爆音器については、できますことならば、町単独よりも本当に全体的な横の連絡をとって、本当の解決策を見いだしていただければ幸いかと思いますので、あえてお願いし、終わります。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 議員さん、ご指摘のとおりですね。爆音器につきましては、これは、全国的にですが、全体的に考えることであります。ただ、今、ご意見としてありましたイノシシ、猿、鹿、この被害についてと、ガス爆音器についての比較が出ましたが、これについては、何ら私は変わるころはないと思います。ガス爆音器については、米、どのぐらい被害があるか私もはっきりわかりませんが、ただ、ガス爆音器については、人的な苦情が出てきているのが事実ですので、そこを選び分けて、あっちをせえ、こっちをせえということはできません。行政としては、全体を全体として考えたいと思います。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第67号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第67号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございますが、国民健康保険特別会計については、年々療養給付費あたりが下がってきておるんじゃないかなというふうに見ております。老人保健の方がどんどん逆に増えまして、健康保険診療の方が減ってきておるような気がいたしておりますが、今回は、増額になっておりますけれども、担当の方にちょっとお伺いをいたしますけれども、現在、高額療養費と見られるような医療診療をされている方達が健康保険世帯の中でどの程度いらっしゃるのか。わかれば、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 申し訳ありません。この場には資料を持ってきておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 一番の国民健康保険診療で、一番の気を付けなければならないというところは、前の担当の方からも話を聞いておったんですけれども、人工透析、この方が1人増えると、年間の医療費が一遍にどんと上がってくるということでございます。今は、社会的な現象の中で、やっぱり糖尿病の患者というのが非常

に多くなっておる。糖尿病の行き着くところは最後はやはり人工透析であるというふうに思っております。その観点から、やはり今日も外でこれは農協の厚生連だと思ふんですけれども、健康診断等が行われておりますが、事前予防、そのあたりについて、今回の補正の中にはございませんけれども、国民健康保険を扱う行政とすれば、事前予防について、非常に今から先、予算を費やしていくべきじゃないかなというふうに考えております。なぜかという、言うように、老人保健と逆転してきているわけですね。もう今、国民健康保険が一時期はずっと上がっておったんですけれども、もうぼちぼち国民健康保険診療は下がってくるころ、そして、逆に老人保健が上がってくるということになっておりますから、今からやはりある程度の余裕の中で、事前予防というものがようになってくる。そういう時代が来るんじゃないかなと思っておりますが、その点の計画性について、担当の方のご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 確かにおっしゃるとおり、現在は6人に1人が糖尿病予備軍ですかね、こういうことを言われておりますので、財政的に許す限り、人間ドック、これを推進したいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

以前は、人間ドックについても、ある程度国民健康保険世帯から役場の方に申込があれば、人間ドックの受診というものが可能であったと思いますが、現在は、やっぱり財政の問題等がありまして、節目ドックということになっております。40歳、45歳というふうに5歳スパンぐらいで節目ドックの方があっているようにございますけれども、若い内はガンにかかっても進行が非常に早い、3カ月もかからんで死ぬ人は死ぬんですね。そのような中ですから、やはり僕は一番働き盛りの方達、40歳ぐらいから一番子供の教育にもお金もかかってまいりますから、世帯の柱となるべき人が病気で大病を患って、家庭が路頭に迷う、そのようなことがないようにするためには、やはり40歳から上の方達については節目ドックじゃなくして、できれば、随時健康に不安のある方達がいらっしゃれば、人間ドックについては受け付けていく必要があると思います。

繰越金についても、1億2,000万円程度の繰越がなされておる。そして、国民健康保険税については、中の負担割合を変更させて、ある程度、国民健康保険税も徴収が上がってきているというような中においては、私は、今後においては、こ

の予防的なところの働きがある程度、現在の特別会計の中では可能ではなかろうかなと思っておりますが、その点については、今後、担当者の方と執行部等で話し合いをしていただきたいと思います。これは希望でございます。

そして、今、言いました高額療養の関係の方達が何名程度いらっしゃるかということ、それについての資料、それとあと、健康保険の方で一番考えなければならぬのは、一般会計、一般予算の中でも出てきましたけれども、第三者行為ですね、第三者行為において受けた分を長期になれば、国民健康保険が肩代わりをする、そしてこの肩代わりをした分について、保険会社から健康保険会計の方にその保険金が納入されるというシステムでございます。

私達が掌握しておる向こうからの自主申告による第三者行為でございますから、もしかしたら、自主申告なしに健康保険だけを一方的に使った第三者行為じゃないんですけれども、病院の診療も私はあるんじゃないかな、そのように考えております。何でかと申しますと、労災は1つの治療について15点、交通事故は20点、第三者行為20点、医療単価が20点ですね、健康保険は10点ということで、要するに、医師の病院側の手取りはその分5点、10点と上がってくるわけなんです。が、直接、患者さんの方には関係がないということで、じゃあ、労災についても、第三者行為についても、長くかかるようであるから、健康保険を使わせてくださいということを、その当事者間で約束をして、受診してしまえば、健康保険会計を持っておる行政側としては、何もわからないままにいつてしまうという可能性があると思います。ですから、そのあたりの調査についても、今から先は、十分進めていただきたい。そういうことで、できれば、高額療養の資料と第三者行為の資料、年間何件程度あるかということも後ほど、出していただきたい。そのように思います。よろしく願いをいたしておきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

—————○—————

議案第 6 8 号 平成 1 5 年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 6 8 号、平成 1 5 年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 8 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

—————○—————

議案第 6 9 号 平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 6 9 号、平成 1 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 9 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前 1 1 時 5 0 分

1 2 月 1 0 日 (水)

(第 3 日)

平成 15 年第 4 回高森町議会定例会（第 3 号）

平成 15 年 12 月 10 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議 席	指 名	事 項	要 旨
1 番	宇藤 敬	1 義務教育の子ども達への医療費補助について	1 子育て支援の一環として医療費の補助はできないか
		2 各家庭にある不用品の交換等が出来るような場所等の提供について	1 各家庭での不用品の交換所のような場所が設置できないか。たとえば中央公民館等を利用して
3 番	山室 克尋	1 観光振興について	1 俵山バイパスの開通に伴う観光客増加への具体策について
		2 湧水トンネル公園について	1 入園料の団体割引きについて
6 番	野中 謙三	1 町村合併について	1 全国町村長会後の町村合併への町長執行部局の考え方 2 近隣町村との協議等の現況について
		2 行政に対する町長の考え方	1 ㈱高森町役場の今後の考え方と、民間手法の取り込み方の具体例について
		3 入札制度について	1 高森町入札制度の現状と課題について

議 席	指 名	事 項	要 旨
7 番	本田 生一	1 政治倫理について	1 議会議員の政治倫理についての考え方 2 町長は政治倫理についてどう思われているか
8 番	甲斐 廣國	1 今後の町の振興計画について	1 財政厳しい中、町長自身の考え方、方策について
		2 各種イベントの進め方について	1 町単独及び各種団体によるイベントが数多く開かれています。開催の方法、その他改善を要する必要があると思うが

日程第2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公吉郎 君

保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	二子石 衛 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下 生 人 君
監査事務局長	佐 伯 秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵志郎 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） おはようございます。

12月に入りまして、大変暖かい日が続いておったんですが、この定例会が始まったと一緒に寒さも厳しさを増しまして、師走らしくなってきました。町長さんはじめ、執行部の皆様には町民のための毎日のお仕事大変ご苦労さまでございます。ただいまから一般質問、2点ほどお聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたしておきます。

まず、最初に、今日朝8時半から高森中央小学校の読書ボランティア、子供達への本の読み聞かせをやってまいりました。今日朝何を讀もうかと非常に迷いまして、5年生でした。5年1組の子達でしたが、何を讀んで聞かせようかと非常に迷っておったんですけども、昨日から新聞、あるいはテレビニュースで大変大きな話題になっておりますのが、自衛隊のイラク派遣問題でございます。このことがちょっとひっかかったものですから、「ただいまおかあさん」という題の本を今日は朝子供達に讀んで聞かせました。昭和20年の頃のお話で、兄弟が6人いて、男の子3人、女の子3人の家庭で、父親が若くして亡くなり、母親と親子7人過ごしていた家庭の中に赤紙が来て、3人の男の子を戦争に取られ、そのうちの2人が亡くなって、終戦後に1人の次男さんが帰ってきたというお話だったんですが、子供達、その中で、もしかしたら、この本町出身者の自衛官がイラクに派遣されるかもしれませんと、もしかしたら、こういうような思いをされる家族、あるいはそ

ういう家庭ができるやもしれませんと、もしかしたら、皆さん方の身近にこういう事件現実的なお話が来るかもしれませんか、いいとか悪いとか、そういう判断じゃなくて、こういう現実があるんですよということを今日、お話をしてまいりました。

そういう前置きはちょっと長くなりましたけども、そういう中で、藤本町長は子育て支援を一生懸命やるんだということを就任当時からおっしゃっております。ランドセルの購入もその一環だということで、お話をずっとされておりますし、現実には予算化されて、実行されるものでありますが、私もこういうお話会、あるいはわくわくボランティアと言いまして、小学校の課外授業も少しお手伝いさせてもらっていますが、その時に、時々お母さん方とお話をするわけですが、「子育て支援というものも確かにいろいろわかるんですけど、例えば、就学前の子供の医療費補助、高森町やっておられますが、これを何とか義務教育まで延長していただけないものではないでしょうか」というようなお話をよくお聞きしました。

そこで、町長に、これ、財政的な部分とご相談、あるいは、いろんな税負担の整合性の中での公平性といういろいろあるわけですけども、まず、そういうお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。1番議員さんの今お話を聞きまして、早朝より本の読み聞かせと大変ご苦勞であるかと思います。私どももそういうことに関しましては、ボランティア精神をもとに一生懸命皆さん方の協力を得ながら取り組んでいかなければならないと、今、つくづく思っていたところでございます。

1番議員さんの方からのお尋ねでございますけども、子育て支援の一環としての義務教育の子供達にも医療補助金はできないかというご意見かと思っておりますけども、現在、本町におきましても、ここ2年くらい前から就学前の児童を対象に医療費補助を行っているところでございます。金額的には、14年度の実績で約767万円ほど財源としております。県補助等が125万円ほどございます。これは、あくまでも県の補助は0歳児から4歳児まででございます、今、高森町は0歳から6歳までをやっているところでございます。今、町単独からお金が出ておりますのが、約623万円ほどとなっております。助成対象として小学生までいたしますと新たに約1,100万円ほど、また、中学生までいたしますと約1,700万円ほどの一般財源が必要となってきております。

現在、国におきましても、聖域なき構造改革や三位一体改革などが論じられてお

りますし、地方交付税の削減も叫ばれております。また、町税等におきましても、伸びが期待ができないのも現状でございますし、非常に困難なことだと思っております。私自身も今、1番議員さんがおっしゃいましたように、できますものならば、他町村は中学校まで10万円を限度に助成ができますけどと約束はできるわけでございますけども、私どもも、今、国が行っております先日、次世代に育成支援事業対策推進法というのが成立いたしましたして、これに基づきまして、今からアンケート等を実施しながら、総合的に効果ある子育て支援に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。その時は、十分皆様方にご相談を申し上げて、どの程度までできるかを議論をしながら、ご協力をいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それでは、自席から質問させていただくことをお許しください。

今、財政的な負担で、中学校まで行くと1,700万円ぐらいたまた新たな負担が出てくるということです。簡単に1,700万円というお金は出てこないわけですが、例えば、隣の県ですけど、五ヶ瀬町でございますが、窓口で300円払ってくださいと、まずは300円払ってくださいと、あとは町の方でやりますと、そういうふうな形ですね、例えば、300円にこだわる必要はございません。例えば、上限を1,000円とか、あるいは1,500円とか、そういうふうに切って、そこまでは払ってくださいと、それ以上の部分に関しては、役場の方で補助をいたしますとか、そうすると、この1,700万円、中学校までのことですけど、小学校6年生までで1100万円と、そういうことで、応分の負担は親も出しなさいと、しかし、その部分を超えたらじゃあ町で払いますと、こういうふうにやってみようかというお考えは町長にございませんか。あるいは、担当課長でも結構です、どちらでも。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 他町村のことをちょっと私も勉強いたしておりますけども、やはり、皆様方の応分の負担、ご父兄の方からの負担は当然のことと思っておりますけども、もっと計画をぴしゃっとしてから取り組むべきではなかろうかなと、ちょっとここではこうしてはい、やります、できませんでは、ちょっと今から十分検討してみたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、次世代育成支援事業対策法、推進法ができておりますので、それに則った進め方をしてまいりたいと、そのように思

っております。今、気持ちといたしましては、やはり少子化対策、また、一環の子育て支援の気持ちとしては、十分やる気持ちは十分ございますけども、やはり財政面が少し苦しいございますものですから、そのあたりを今後は検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 前向きなご答弁をいただいております。そういうことで、もしかして、こういう声が結構私が実際に親御さん達と話して、そういう声があるということを是非、真摯に受け止めていただいて、義務教育、どうしても中学校3年までとかじゃなくて、小学校6年生まででも結構です。段階を追って高森町で何とか経費節減ができて、その部分を回せるとか、そういうことであれば、これからの将来を担う子供達、そして高森町に残ってもらわなければ困る子供達でございますから、何とか、親子一緒に過ごせるような町をつくるためにも、こういうところから取り組んでいただけるならばと思います。

そして、ほかに、インフルエンザの予防接種、これ小学生1,000円でもいいと、そういう形ででも何かご支援できないものだろうか、半額とは言いませんというようなお話、それと、学校給食を500円でもいいから逆に負担を軽くしていただけるようなこともできないものでしょうかと、そういう意見もありました。ただ、この2つに関しては、私も勉強しておりませんでしたので、一応こういうご意見があったということをお話をさせてもらって、この医療補助ということですね、子育て支援からの補助という形での質問は終わらせていただきます。

次に、これ、阿蘇町にあると私はちょっと知りませんでした、昨日役場の担当の方からお聞きして、あれっと思ったんですが、場所が遠いということであえてお聞きしますけども、この年末になりますと、大掃除とか、いろいろ各家庭でもされます。そして、うちの家庭ではいらないけど、もしかしたら、よそ様の家庭で必要とするものがあるんじゃないだろうか、大きなですね、出せば粗大ゴミ、でもうまく使えばきちっとして使えるようなもの、そういうものを例えば、今、中央公民館、あんまりうまく使われていないように思います。外から見ても古タイヤが置いてあったり、温泉館の七夕飾りの竹枠が置いてあったりとかしております。その場所を常時開放してくださいということじゃなくて、ゴミ収集日みたいに「5」の付く日とか、「0」の付く日とか、そういうあるいは土曜か日曜日か、土曜日曜日という、職員の皆さんに負担かける部分もあるものですから、その以外の日でも結構ですけど、持ち込みは本人で持ち込むと、持ち帰りも自分で持ち帰ると、ただし、あ

る一定期間展示しておいて、必要な方にはそれを無償でおあげできるような、そういうことができないものだろうかと思っておりますが、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 家庭にあります不用品と、そういう交換等のことかと思えますけれども、単刀直入に申しますけれども、場所の提供に関しましては、十分間に合うんじゃないかなと、各地区の方の方にも公民館というのがございます。集会所もございます。町の方にもいろんなセンター、また今おっしゃいましたように、中央公民館等もございます。十分場所の協力には十分できるんじゃないかなと、そのように思っております。やはり、今までフリーマーケットとか、いろんなものがあるかと思えますけれども、そういう取り組みをいろんな団体の方がしていращやるものなら、場所は遠慮なく言っていただければ、応援ができるんじゃないかなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1 番 宇藤 敬君。

○1 番（宇藤 敬君） ありがとうございます。

どういうふうに言うといいんでしょうか、フリーマーケットとかいろいろあります。こういうのをしますと、やはり費用がいります。だから、1 区画いくらかなりのお金を出してくださいと、そうなりますと、やっぱり人間って不思議なもので、少しでも儲けようかという気持ちも出てきます。この場合は全く使えないものではなくて、本当に家で使える、でもうちじゃいらないんだと、そういうものを粗大ゴミとして出すならば、もしかして必要とされる家庭におあげできる、そういう機会を、例えば、今日あそこに行ってみようか、私は、今、中央公民館に限ったんですけども、例えば、本当に野尻草部地区にもそれぞれにセンターがあるわけですから、そういう場所で、今日は高森町であつていますと、そういうことを例えば、広報誌等を使って、こういうことができるんじゃないでしょうかと、もしかして、皆さん、持ち寄りませんか、こういうことで不法投棄をなくす、あるいは、特に大きいゴミの再活用といいますか、そういうことができるんじゃないかと思いますが、例えば、広報誌等に載せていただけるといふ、あるいは役場が主導というわけじゃございませんが、少し音頭をとってやっていただけるといふことは可能でしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 1 番議員さんの発案かと思えますけれども、できないことはない

と思いますけども、今のところ、計画を今現在しておりません。ただただ、場所とか、今後、皆様方が取り組んでいかれることに関しまして、十分協議してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 1 番 宇藤 敬君。

○1 番（宇藤 敬君） 環境問題、その他いろいろ最近厳しくなっております。そういうことで、こういう小さな取り組みから、また新たな大きな取り組みへと変わっていくこともあろうかと思えます。ですから、そんなに財政的にお金がかかるようなことじゃございませんので、何とか、こういう小さな取り組みから取り組んでいただけるならば、資源の有効活用、それぞれの家庭に眠っているものの新たな再利用ということでしたらいいものができるのではないかなと思っています。よければ、執行部の皆さんにそこら辺のどこかで検討していただいて、実行していただけるならばなと思っております。

これで、私、質問終わりますけども、先日、テレビで一休和尚さんのお話がありました。ご覧になった方はご存じかと思いますが、一休和尚さんがお亡くなりになっての辞世の句が「喰うて稼いで寝て起きてあとは死ぬるを待つばかり」とこういう辞世の句を詠んでおられます。本当に人生というのは、「喰うて稼いで寝て起きてあとは死ぬるを待つばかり」と、本当にこの短い言葉の中にすばらしい人生観を凝縮されておったものだとは私は非常に関心をいたしました。そして、遺言がありまして、これ、100年後に開けるということで、100年後に開けた時の言葉が、「心配するなかれ、なるようになる人生は」という言葉でございました。難問山積の高森町の行政でございます。小学校の合併問題、中学校の合併問題、また、その他いろんな大きな問題もあろうかと思いますが、「心配するなかれ、なるようになる」と、こういうことを聞きますと、なんか心がふっと和らいでくると思えます。どうか、町長さんはじめ、執行部の皆さんにおかれましても、これからの厳しい行政運営でございますが、一生懸命お手伝いするところはしますし、またお願いするところはお願いをいたしますし、ご指摘せなん部分には精一杯またご指摘をすることもあろうかと思いますが、どうか、よろしくお願いしておきます。

これをもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 1 番 宇藤 敬君の質問を終わります。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） 3 番 山室克尋君。

○3 番（山室克尋君） おはようございます。3 番 山室でございます。

それでは、早速ですが、最初の質問をさせていただきます。本年１０月１０日に南阿蘇地域住民の念願でもあった俵山バイパスが開通いたしました。この開通により、週末、休日、また行楽シーズンにおける国道５７号線、同３２５号線の交通渋滞が大幅に緩和されるとともに、南阿蘇に訪れる観光客の増加が大いに見込まれ、またその経済効果など、計り知れないものがあると思われます。

先般、町村合併に関しましては、蘇陽町が高森町との合併を議会に付議しない旨の回答を受け、高森町としては、当面単独で行かざるを得ない状況下にあります。そのような状況の中で、高森町としては、高森町独自での収入源の拡大に努めなければなりません。俵山バイパス開通前の熊日新聞に熊日コラムという欄があり、次のようなデータが掲載されておりました。その内容は、「九州への旅」という見出しで、九州のおすすめスポットは阿蘇が圧倒的人気で第１位、また一緒に行くなら家族と楽しみは温泉と旅館で、一泊泊まりという内容のものでした。景気が低迷している中で、阿蘇、そして我が高森町の観光にとって、見通しの明るい話題ではないでしょうか。

第２回定例会の町長所信表明の中でも３つの視点、８つの行動ということで話されていますが、その８つの行動の中の第５観光振興について、広域観光ルート開発による効果的な観光客誘致を関係機関と十分に連携を深めながら、積極的に観光整備に取り組むと言っておられます。

同じく、一般質問の答弁の中でも、財源確保を主に考え、観光開発を中心に進め、観光ルートの開発、滞在型観光客の増加をもとに、財源確保に努めたいと同じ旨のことを言われておられます。俵山バイパスは開通した今、町長の言われる８つの行動のうちの第５の観光振興を実現に向け、早急に取り組む時ではないでしょうか。そこで、その具体策をお持ちでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ３番議員さんのご質問にお答えをいたします。

今、山室議員さんがおっしゃいましたように、私も選挙の公約といたしまして、観光誘致、自主財源確保に一生懸命飛び回るといようなこととお話をいたしたところでございます。今、俵山トンネル開通に伴います観光増加へはこの１０月１０日の日の開通でございましたし、皆様もご存じのとおりでございます。大変現在も南阿蘇への観光客が増加をしているところでございます。県内外におきましても、俵山トンネル開通に伴います観光客の誘致のＰＲに努めてまいっております。先日私も韓国のアシアナ航空の就航に、国際空港、熊本空港でございますけれども、伴

いまして、先日、阿蘇町村会、また阿蘇振興局の局長さんを団長のもとに、韓国に行き、阿蘇全体のPRをいたしましたし、またエイジェント会社9社と会食をいたしまして、高森町自体のPRも行ってきたところでございます。大変韓国の方々は温泉が好きということと、ゴルフがとても日本は安くできますということを聞きましたし、また、日本の温泉にあります浴衣にとっても女性の方が興味を持っておられるというお話がございました。大変今、菊池方面にいたしましても、ゴルフは2泊3日で2回できますとか、そのような大変うれしいお話があつてございましたし、高森町も空港からゴルフ場まで、約50分ぐらいで行きますと、是非おいでくださいということと、田楽、また食文化のことから、湧水館、また千本桜といろいろと各町村15分から20分のスピーチの時間をいただきましたので、そういうお話も韓国のアジアナ航空、また韓国のエイジェント会社の方々9社に対しましてやってきたところでございます。

また、まず、俵山トンネル開通いたしましてからの県道高森町に入る一般で言います熊高線28号でございますけれども、これもおかげさまをもちまして、地権者の同意が得られました。それも約ここ30年来、同意が得られないで、私の先の津留の地区でございますけれども、なかなか開通に運び至りませず、現在に至っております。今回は、貴重な財産でございます土地を地権者の方から同意を得まして、現在、測量を行っているところでございます。これにいたしましても、県の振興局、また県の方に伺いまして、早期に改良工事に向けて働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

また、今回も湧水トンネルの公園のことになりますけれども、冬季の、冬場の観光客がかなり減りますものですから、そのことが一番心配ということでございました。当然、付加価値を付けて、観光客を呼ぶ、その集客をしなくちゃいけないところで、この前から皆様方をお願いをいたしましたように、湧水トンネル公園でクリスマスファンタジーのイベントを12月15日に行いたいと、そのように申し上げ、また、それを実行していくんじゃないかなと思っております。その中にもおかげさまで、極力お金をかけないで宣伝がPRができる方がよろしゅうございますものですから、一応ここに放送局、民間の放送局、また、テレビ等がございまして。おかげさまで、NHK熊本が12月15日18時10分からKKTさん、テレビタミンでございまして。これ、福岡ケーブルテレビが12月12日から18日までに計26回の放送をしていただきます。それと、NHK福岡が12月19日、NHK熊本が再度12月25日に生中継をしていただくというふうになっております。これ

も今準備をしておりますけども、やはり大変トンネルの中は温度は大変暖かくございますけども、外は寒うございます。その中で、広々とした幻想的な灯を水面に浮かべて、幻想的なクリスマスをあげたいと、またその中にはいろいろなイベントも組み、また音楽等も流していただき、それも1つボランティアということをお願いを今しているところでございます。

やはり、今後は各種イベントの集客力を見ながら、その後は、この町内の方々が地域に合う特色のある商売、いろんなものに取り組んでいただきまして、町の活性化に向けてがんばっていただけたらありがたいなと、そのことに関しまして、いろんなイベントを組むことは皆様方のご協力を得ながら、イベントを組んでいきたいと、そのように計画をいたしております。今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） ありがとうございます。町長の前向きの答弁をお聞きして、うれしく思うとともに、大いに期待をいたすところでございます。高森町の将来を考える時に、どうしても観光向きにしては語れません。財源確保のためにも、町長の言われるところの観光振興についてより一層力を注がれ、その実現に向け、行動力と実行力を発揮していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。湧水トンネル公園の入園料値上げにつきましては、本年9月から実施されているところですが、この値上げの際には、町長も夜も眠れなかったとおっしゃっておられますように、私も同じく入園料の減少につながりはしないだろうかと心配していたところです。案ずるよりも産むがやすしと申しますか、9月定例会の町長答弁において、入園者・入園料ともに増加、また大幅増収を見ている旨の報告がなされ、ほっと一安心しているところでございます。

先ごろ、私のところに住民の方が相次いで相談に来られました。この方々の話の内容によりますと、入園料値上げに関しては仕方がないことだと思うと、なぜ団体割引はしていただけたのだらうかと、確かに、現在、入園料は増えているが、団体客は逆に減っているようです。また、ある観光会社などは白川水源まで来るものの、湧水トンネル公園の入園料が値上げされ、また団体割引もないことから、希望者のみを連れてこられるそうです。というお話でした。このような話を聞いて、私も何度となく、週末、休日等公園に足を運んでいるところですが、確かに、団体客を乗せた大型バスの駐車が少なくなっているように見受けられます。俵山バイパスの開通に伴い、これからますます湧水トンネル公園に訪れる団体客が増加するこ

とは間違いのないところです。現状に甘んずることなく、できれば、団体割引をするなどの方策をとり、団体客離れを防ぐことによって、観光会社の新たなルート開発につなげていただきたいと思います。そうすることによって、ますますの観光客の増加、増収につながるものと思います。

今、トンネル入り口の立て看板には「団体割引はありません」と書かれてございますが、これから先、団体割引料金について検討されるお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変様々なご意見に、本当に貴重なご意見と、私も今思っているところでございます。入園料の団体割引ということでございますけども、今、湧水トンネル公園の入園料につきましては、6月の議会で改正をお願いし、ご決定をいただき、本年9月から改正をいたしたところでございます。今現在、9月から11月までの入場者数が約7万3,000人でございます。昨年の同期から比較いたしますと、約400人ほどの増加がございました。なっているのが現状でございます。入園料におきましては、本年9月から約3カ月間の間に約2,100万円で、昨年の同時期が684万円で行ったので、約1,416万円の大幅な増収となっているのも現状でございます。当然、今おっしゃいましたように、観光客集客をしないことには、お金は入ってこないわけでございます。今現在も言いましたように、熊高線の今県道28号の改良が終われば、当然、それ以上の集客はできるんじゃないかなと思っております。現状といたしましては、確かに3番議員さんがおっしゃった分も確かにその分も確かにあろうかと思えます。今回、思いますには、9月1日から改正して、今月で約4カ月目でございます。もうしばらく動向を見て、そして皆様方にご相談を申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） ありがとうございます。湧水トンネル公園の団体割引に関しましては、住民の要望でもあり、団体客離れに歯止めをかけるだけではなく、入園者の増加につながりますし、実現の方向で努力していただきたいと思います。

町長は、入園料値上げにより公園の設備等を充実させることで付加価値を付けると言っておられますが、ボランティアで公園を清掃されておられる方の話によりますと、観光客の方から水辺周辺が年々花壇なのか、雑草なのかもわからず、雑然としており、とても残念ですとの指摘が何度かあったそうです。このようなことから

も環境整備には十分力を入れていただきたいと思います。

また、今月 15 日から第 1 回クリスマスファンタジーなどのイベントも開催され、これから冬場のシーズンでの観光客増加への効果に期待いたします。

それでは、質問終わります。

○議長（相馬俊行君） 3 番 山室克尋君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） おはようございます。6 番 野中でございます。

今回は、町村合併について、そして、行政に対する町長の考え方のさらには、入札制度についての、以上 3 点についてお伺いしたいと思います。

ちなみに、今日は何の日かといいますと、今も去ること 1948 年の第 3 回国連総会において、世界人権宣言が採択された日でございます、4 日よりの人権週間となっております。その人権思想の中で、高揚のためにいろんなことが行われますけども、私自身考える中において、一番人権を考える中で大切なことは、お互いの立場を尊重し合うという精神ではないかと思っております。お互いの立場を尊重することで、仕事でも日常生活でもより一層うまくいく部分が生じるものと思っております。行政の執行部と議会、さらには町長と職員、町長と議員、職員と議員、それぞれの立場を尊重することで、この高森町もうまくいくものだと思ふと人権デーからふと考えました。

さて、本題でございますけども、まず第 1 点目の町村合併についてお伺いしたいと思います。去る 12 月 1 日より 4 日まで、町長は東京での全国町村長大会の方に参加されてこられました。折しも、そのころを見計らったように、国が打ち出した人口 1 万人未満規模の自治体についての合併指針が発表された次第でございます。そういった中におきまして、先の 6 月定例会の私の町村合併に対する一般質問の答弁の中で、合併に対する町長のお考えといたしまして、合併に対する賛否は今のところ避けたいと、さらには、座談会、あるいは広報誌等を通して 17 年度の合併には間に合わないの、合併を前向きに考えながら進めていくと、そういうふうな答弁がございました。その後、私の知る限りにおいては、座談会、あるいは広報誌を通しての町村合併に対して、町長がどういったことを考えておられるのかは、その後何ら発表もされておられません。そこで、今回の町長の研修において、どのように学んで来られて、どのように前向きに進められるのかをまず、最初にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6 番議員さんの全国町村会の大会後のことかと思いますが、私も各町村の方々と一緒に東京にまいりました。いろんな会合にも私も初めてでございました。いろんな会合にも出席させていただきました。各町村、いろんな財政面、また合併についてもいろんなお話をしたところでございます。各町村の方々もやはり詳しいことはあまりお話にはなりません。今からが合併は本番であると、その認識だけは皆様お持ちでございましたし、私もそのように感じてきたところでございます。

合併、1 つ町村会の方でお話がありまして、意見等を述べられたことを1 つだけ申しますならば、合併で一番先に合併した町村の方がお話では、大変甘い話が多くあったと、各合併して終わって、話では、まず、いろんな面に関して、料金は安い方に、サービスは最高の方にと、そのような打ち合わせであり、がんばってみたところ、4 カ月余りでいろんな料金に不足を感じたり、また、保険税率の引き上げもしたと、そのようなことでございました。だから、特例法で言うアメではなく、国に対しても、合併特例法で約束されたことはちゃんと守っていただきたいと、そのような強い意見を聞いたところでございます。

私も今、考えてみますと、今一度私どもも足下をよく見る時だと思っております。高森町は、私が説明しなくともご存じだと思いますけども、昭和30年の合併、またそのあとに32年には野尻地区の編入合併をしたところでございますし、また、平坦部とは違いました特殊な中山間地域でもあろうかとも思っております。私も思いますには、議員の時に皆様方と一緒にそのようなお話もいたしましたし、また、下の三村に関しましても、そのようなお願いをしまいったこともございましたし、いろんなことを思いますと、今、いつどういことがあっても、すぐ間に合うように、どっちに転んでも対応ができるように、行政の中にも町村合併、事務検討委員会等をつくり、いろんな方面から検討し、また、協議をいたしているところでございます。毎月1回開催をし、その開催日は第1回目は平成15年の8月から毎月1回、現在に至っているところでございます。いつどのようにでも対応ができるようなそういう対策をとるように指示をしていくところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

月1回の内部検討委員会をつくっておられるということで、それは安心しておりますけども、さらには、その内容についても補足説明していただければありがたい

かと思います。8月からということになりますと、8、9、10、11、今月は無理として4回ほどされているかと思いますが、どういったことの内容をどういった形で検討されているのかのよろしければ、具体的な中身についてお知らせ願いたいと思います。

さらには、今日の熊日新聞でもございましたけども、阿蘇中部の方でまた変な動きがございまして、変な動きという失礼になりますけども、一の宮と波野と産山が2村1町の合併を目指す住民発議が行われたと、まだまだ油断を許さない状況で、それぞれの町村が将来の自分達のまちづくりのために右往左往している状況ではございます。

しかしながら、全体阿蘇郡内の様子といいますか、町村長のそれぞれのお考え、そういったのを町長自身、町村会長、阿蘇郡内の町村長の会議等が多数あったかと思えますけども、そういった中で、町長自身が思われる各郡内の町村の動向、そのあたりを顔なじみもできておられるでしょうし、近隣町村に対して、どのような、郡内の動きがあるか、町長独自の考え方を合わせてお聞かせ願えればと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） ご質問の内容の事務検討委員会の開催でございますが、お断り申し上げておきますが、11月につきましては、いろいろ選挙、また議会等ございまして、11月はちょっと開催をいたしておりません。第1回目が8月8日に開催いたしまして、その時は蘇陽からの申し入れ、これに関しての報告、また住民発議制度、そういったいろいろな内容、また住民投票、そういった内容について協議をし、月1回でやっていくという打ち合わせを行っております。

第2回目が9月9日に行われまして、意見交換会を行いまして、今後の事務検討委員会の方向性、それと合併するしないに関わらず、合併した時に事務的に問題が生じる分、生じない分、合併のいろいろな項目がございます。それにあった形で検討をそれぞれでしておいてくれというふうにその時はなっております、また、合併しなかった場合においては、自主財源を確保しなければならないので、それぞれの自主財源確保の意見があれば、次回まで持ち寄ってくれというふうな話をいたしました。

3回目が10月10日に開催いたしております。その中では、自主財源確保のための方策ということで話をいたしまして、それぞれの委員から自主財源確保の意見が出ております。それを今回、次回にまとめて再度協議して、1点1点協議をしていこうということで、その時は終わっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 近隣町村の現状ということでございますかね。この郡内の近隣町村のお話になりますと、これは、あくまでも私が言うのはちょっと無責任すぎると申しますか、各町村の方々のお考えがあります。気持ちとしては、各思い思いがあるのも現状でございます。やはり皆様方、トップの方ばかりでございますものですから、えらい内容については、詳しいことはおっしゃっておりません。ただただ、私も今申しましたように、足下を見なくてはならないと思いましたが、皆さん御存じのように、私どももこの選挙前にもこの下の三村に申し入れを行ったりいたしましたし、現在に至っているのは、6番議員さんが一番ご承知のとおりかと思えます。白水村・久木野村・長陽村にいたしましても、法定協議は設置され、合併の日程まで決定しておりますし、今さら、私がどうのこうのと言うのは少しいけないということかと思えます。蘇陽町に対しましても、住民発議がございまして、蘇陽町の議会の方に付議をするかと意見を求めたところでございましたけども、その結果はご承知のとおりでございます。昨日にも熊日等に載っておりましたように、蘇陽町さんにおきましても、清和・矢部の合併任意協議会から法定への日にちが来年の1月に法定協議会に移行するであろう、そのようなお話を聞いております。なおさら、難しい状況にあるのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

先ほど町長が答弁の中で、町村合併は今からが本番、そういう答弁をされましたけども、本番、じゃあ、何に向かって本番なのかということですね。単独でいくのか、町村合併に向かっていくのかという部分、それは、どっちが本番ととらえるのか、内部検討委員会を進めるのは非常にこれ、一番大事なことです。いいところ、悪いところ、今後の方向性を見いだすためには一番必要な部分でございます。ただ、舵取りの部分でどういうふうにするかという決断はどこかの段階ではそろそろ考えておかなきゃいかんのじゃないかなと、そういうふうに思いますので、再度、町長に今後、町長自身はどのように考えておられるのかを一番最初の最後の質問にしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと本番ということが、何か、私の高森町だけの本番と申しましたものではありませんし、全国町村の会長の中で各地域の方が今からが本番

ですよということをおっしゃっただけでありまして、私がこれからがするせんの本番と、そういう意味では決してございません。私は、町村会におきまして、皆様方が今からが皆さん、合併は本番ですよと、そういう意味で本番と申し上げたところでございます。

今、するかせんかということでございます。私がいわんでも、今の現状をどうすると、それをどう打開せえというのは、それは6番議員さんに聞かないと、どうもこうも今言いましたように、なおさら難しくなりましたと、大変やるかやらんか、今言いましたように、昭和の大合併、また、昭和32年の編入合併と高森町はそういうことに関しましては、経験済みでございます。また、とても大きな声で申し上げなくてはいかんのは、大変特殊な地域でございます。平坦部は30%、中山間地は約70%ほどの面積が高森町にあるわけでございます。そういう意味で、苦慮しているところでございます。何とかできますものなら、6番議員さんのお知恵を借りて、なんとか打開をしたいと、そのように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） あんまり知恵ありません。ふらんでください。私は執行部ではなくて、議会側でございますので。

じゃあ、町村合併については、内部検討会を進めておられるということで、本当は一番安心しているわけです。何もしないまま進んでいくと、いいところ悪いところ、あるいは、町の本当に中身がわからないということで、私は一番ありがたいことだと思っております。

では、次の2番目の質問に入らせていただきます。行政に対する町長の考え方、今日は多少早口で言っております。まいていこうということでございますので、ご了解願いたいと思いますけども。

町長は、4月の選挙戦からいわゆる民間手法を取り入れた株式会社高森町、非常に私はいいい響きだなと思っております。その選挙公約といいますか、その公約を盾に見事就任されまして、ここ7カ月ほど過ぎたわけでございますけども、その民間手法を取り入れたと、聞こえはいいんですけども、具体的に内容を、具体的な内容等をもう7カ月過ぎておりますので、今までの具体的な部分、あるいは、今後、こういった形で民間手法を取り入れた形で行政をうまく運営されていくのか、そのあたりの方策をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 株式会社高森町という考え方はどのようなことかとおっしゃる意味だと思いますけども、私自身、株式会社高森町ということですから、営利を目的とした会社でございません。やはり株主に住民の方々が一人一人が株主になっていただくということは、逆に戻せば、株主の方々はどのようなことをしているか、どのような方向性を持って、どのようなことを皆さん方がしているか、当然、管理監視する、そのような役目が株主さんにあるんじゃないかなろうかと、当然、一般的な株主で申しますならば、株主さんはある会社は儲けて、その株主さんに配当するわけでございます。たまたま行政の方で配当と、そのようなことではございませんで、株主という意味は、当然、黙っていても知る権利をもっているし、いろんな監視もできる、正視して見ていただけると、そういう意味での株主であろうかと私はそのような考えでございます。

まず、株式会社民間手法と申しますのは、職員のやはりなんと言いましても、意識改革ではなかろうかなと、そのように思っております。やはり、私、思いますには、親方日の丸的な考え方は改めていただきまして、会社であれば、社員は営業であらゆる場所を飛び回っているわけでございます。そのことを職員にすり置けば、住民の方々が何を望んでおられるのか、把握することが営業であらうかと思えます。住民の皆様方は日ごろから対話を、私は職員の方々に一生懸命申しますのは、住民の方々と日ごろから対話をしていただきたい。そうして、職員を指導しておるところでございます。そのために、今、総合受付なるものを置いて、今1回半ぐらい回ったんじゃないかなろうかなと思っております。やはり皆様方が町民の方々がどういうニーズをお考えになっているのか、そのあたりを考えるべき時だから、その民間手法としての手法はまずは、地域の皆様方がどういうことをお考えになっているかをまず知るべきじゃないかなろうかなということで、今第1番目に、総合案内を着手しているところでございます。

また、民間手法になりますと、経費の節約についても対応するならば、事務処理等によります事前予防策の重点を置き、節約を図るということでございます。やはり、昨日、13番議員さんがおっしゃいましたように、医療費がえらい高くて、糖尿病で月に100万、1人1,000万円もかかりますよと、いろんなそういうコメントがございました。そういう保険を前もってそういうことには予防すべきじゃないかなろうかなというお話だったかと私、思います。それにおきまして、高森町は、大変山東部におきましては、高齢者も多うございますし、そのためには、早い機会にそういう環境整備をして、そういう医療機関にかからない現状をつくってい

くのがまず、民間手法の1つの取れ入れ方、それが遅れて手遅れで医療機関にかかって、高額なお金を払うよりも、その前に全体的なそういうサービスと申しますか、1つのケアになろうかと思えますけども、そのあたりを取り組むべきではなかろうかなと思っております。

それから、やはり私も民間会社の社長を自分から会社の繁栄につながるように努力もいたしますし、また、飛び回ってさるくわけでございます。私は、高森町の役場の社長として、会社のために、また、株主のために自ら行動して、繁栄に努力していかなければならないと、そのように今思って、各地域いろんなところをお願いをして回っているところでございます。

やはり、町民の皆さんは株主でございますが、行政を正視していただきたいと、そしてあらゆる情報を、その正視していただくためにも、あらゆる情報を今後公開をしていかなければならない。このためには、情報公開条例に基づきまして、率先して、情報公開にも努めておりますし、このようなことが、民間手法一つ一つ住民の方々のニーズに応じて、情報公開等をするべきではなかろうか、それも1つの民間の手法じゃなかろうかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

職員の意識改革を図りたいというふうな今ご答弁がございましたし、意識改革を図るためには、何か、一番難しいところでもございますけども、私が思うに、例えばの話ですけど、例えば、今、役場の職員の方々は本当にご苦労なさって、残業等、ずっとされておられます。その中にあって、残業等の手当は付いていない。超勤手当は出していらっしゃる方はほとんどいらっしゃらないかと思えます。でも、やはりそのあたりの改革も私は1つは必要ではないかと思っております。やはり必要である残業は、労働条件に見合う、賃金を支払う、あくまでもこれは労働基準法でも決まっておりますので、やはりメリハリのある雇用体系も1つは意識改革への道ではないかと思えますので、そのあたりをどう考えておられるのかをまず次に伺いしたいと思えますし、さらには、民間手法というのは、どんどん進めていきますと、ある意味、監視せないかん部分、もちろん議会も監視しますし、監査委員さん等もおられます。しかし、その中にあって、私は1つ思うのは、行政が持つ行政自体が持つオンブズマン制度、こういったオンブズマン制度を行政の中から立ち上げていただける方策はないものか、あるいは、オンブズマン制度自体は行政内部と議会内部に置くことができますので、そういったオンブズマン制度について

のお考え等があれば、さらにお聞きしたいと思いますし、オンブズマン制度がさらに発展すれば、発展じゃないんですけども、両輪のように進めば、NPO法人等の自治体への協力等、そのあたりもやはり民間手法から発展すれば、どんどんそういったあたりに進んでいくものと私は思っております。現にそういう自治体も数多く現れておりますので、そういったことに関しての町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

さらには、先ほど町長がおっしゃられました医療機関にかからない方策、いわゆる予防医療ですね、一番大事なのは、この予防医療でございますので、その予防医療に対して、どんなに言葉で言っても、病気はこぎゃんもんです、糖尿病はぎゃんもんですとか、知識としてはいっぱい皆さん入っているわけです。しかしながら、現実には、それを本当に理解して、実行していただくための方策、そのためには、何かをやっぱり僕は必要になるような気がいたしますので、併せてその質問についてのお答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町の今、職員の方々が本当に私も幸せ者だと思っております。本当に私もこんなことを言うのはおかしいんですけども、役場の職員というのは、行政マンというのは、これは楽でえらい給料もろうとよか仕事ばいと、そのように思って、実際立ち上がったところでございましたし、今現在、7カ月経ってみて、いかに大変かと、土曜も日曜も何もないと、本当に各地域行った時に、私は、地域の皆さん方に一生懸命訴えてまいっております。本当に大変ですと、私は、よかボーナスもろうたりしてこれは楽な仕事ばかりしよらすばいって、そう思うて入りましたと、実際にですね、実際は全然見た目とは逆の方向で、本当に日夜努力をされておりますし、私は一番幸せ者じゃなかろうかなと、堂々と各地域に行ってもお話をしております。残業、1つの手当かと思っておりますけども、それはちょっと私がどうのこうのお話するべきじゃないんじゃないかなと、そのように思っております。できますものなら、いろんな許可がいただけるものなら、財政的、いろんな余裕等があれば、それは皆様方にお諮りをせんことには、勝手に私がどうのこうのというのは、ちょっといかんではなかろうかと。

それとまた、オンブズマン制度、いろいろお聞きいたしますけども、今のところ、私はそういう考えはございませんし、オンブズマンと申しますと、やはりせつかく財政、いろんな面に関しましては、せつかく高森町には監査委員という制度も、びしゃつとした制度もございますし、また、金融機関に関しましては、指定金

融機関をいただいておりますし、ちゃんとしたものはいただいておりますから、オンブズマンと申しますか、そういう言葉を使っていいかわかりませんが、オンブズマンについては、今のところ考えはございません。

また、それから、今言いましたように、予防医療の件だと思いますけども、予防医療にいたしましても、先ほど申しましたけども、この平坦地に土地が3割、人間は7割、そのような逆転したような、少し土地は上が7割3割、そのような傾向にあるかと思います。まして、山東部におきましては、大変高齢者も多くなってきているのも現状でございます。早い機会にいろんな面で予防策をうつためには、今まで何かちょっと宙に覚えておりませんが、看護師さんと、いろんな方が常駐されていろんな健康面も見ていただいたと、それでいくらか減ったんじゃないでしょうか。また、高齢者の方々、いろんな地区の方々が安心して生活をされていると、そのようにもお聞きしております。これも早急に手を打って、またそのような施策をしていくのも町の医療費減のために、またいろんな節減をするためには、当然、急いでやらにやいかんかと、そう思うております。

6番議員さんのご提言、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

オンブズマン制度については、たぶん、まだ詳しくご存じない部分もあるかと思いますが。オンブズマン制度自体は、端的に言えば、住民国民の利益が不当に脅かされた場合において、それを救済するような制度でございます。オンブズマンというのは、元々スウェーデン語で、オンブズマンというのは、代理人とか弁護士とか、そういう意味合いです。ゲルマン民族から生まれた言葉ですけども。ただ1つ、健康保健等の医療機関等の対策の中で、1つ、私、国民年金係の係長、工藤英二さんの方から1つだけいい意見をいただきまして、国民年金の受給対象者、もらっておられる方が町内に2,300人ほどいらっしゃるそうです。その金額が14億円、さらには、厚生年金を受けておられる方の人数はわかりませんが、金額で6億円、併せて20億円、すごい金ですね。20億円。話によると、第一次、第二次、第三次産業とございますけども、第四次産業として、十分とらえられる金額ではないかと、そういうふうに思っております。そういうふうに教えていただきました、係長の方から。ということは、この一日でも長生きしていただくという表現はおかしいんですけども、一日でも長生きしていただく、健康で元気で暮らしてい

ただけるための方策を講ずることによって、この２０億円というお金は町内の金融機関にどんと毎年下りてくるわけです。使い道はそれぞれ住民の方、使われておりますけども、これは大きなやはり１つの産業であると思いますので、このあたりを踏まえて、行政に対して、こういう部分をどう活かしていこうと思われるか、そのあたりの考え、突然でございますけども、町長の方にお考えをいただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私は、今、うちの係長がそういうお話をしたと、私はそこまで把握をしておりませんで、大変申し訳ございませんですけども、ただただ、私が思いますのは、早い期間に高齢者の多い地区にはそういう施策をうっていかなければいけない。それでもって、医療費の減に努めたいと、そのように思っております。ただ、年金と申しますのは、２０億円あるというのも私初めて知りましたし、それは各個人の方々の年金かと思えますし、我々がどうのこうの、２０億円がどっちに流れておるか、私も調べたことはございませんけども、初めてお聞きしたお話でございますから、ちょっと返事に困っております。そのような大きなお金があって、その２０億円が高森町にもあれば、これは何もせんでいいようなお金じゃなかろかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたします。１０分間休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

６番 野中謙三君。

○６番（野中謙三君） 水入りが入ったものですから。貴重な財源というのは、本当は失礼な言い方ですけども、１つの産業して位置づければ、非常にすばらしい第四次産業というのがあるかなというお話でした。

最後の質問に入らせていただきます。高森町の入札制度についてお伺いしたいと思います。今、高森町いろんな入札等が行われておりますけども、これは、助役の方が指名の入札関係では、指名委員会の会長ということになりますので、助役の方からの答弁が多くなるかとは思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

今現在の高森町の入札制度、その現状をまず、お知らせ願いたいのと、今当面抱

えておる入札制度を巡る課題等がございましたら、お答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） お答えを申し上げます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成12年11月に制定されておりまして、地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべく事項が示されておるところでございますが、この法律に従いまして、高森町工事契約事務取扱や建設工事の入札契約に係る情報の公表、要領等に適応いたしておるところでございます。

それから、本町の現在の入札制度であろうかと思いますが、設計額1,000万円以上の工事につきましては、高森町建設業者指名候補者推薦審査会で、高森町工事入札参加資格審査格付要綱及び高森町工事請負業者選定事務処理要領に基づき、審査が行われております。

その後、審査委員会会長も私でございますけども、町長あてに指名業者候補推薦書が提出されまして、その候補推薦書により指名業者を決定いたしておるところでございます。そして、決定されました業者へ指名通知を発送し、その際、予定価格の公表の規定により記載をしているところでございます。

また、設計額1,000万円未満の工事につきましては、工事担当課長が会長となりまして、指名審査会で同様の事務処理を行っているところでございます。

なお、指名業者入札結果につきましては、建設工事の入札、契約に係る情報の公表要領により公表いたしておるところでございます。

それから、課題ということでございますが、公共工事の発注を巡りましては、国におきましては、公共事業の透明性を高め、国民の信頼性を得るために請負契約の適正化の基本原則の明確化、あるいは契約プロセスの透明化、公正な競争の促進、適正な施工の確保などを内容といたします法案の制定が現在検討されているというふうに聞き及んでおるところでございます。

こうした国の動向を見ながら、また、地域の事情も考慮しながら、できれば、高森町独自の入札契約方針についても、検討を加えていかなければならないのかなと思っておるところでございます。

野中議員さんにおかれましても、何か良いお考えがあれば、是非ご提示を願えればと存じているところでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） あんまりふらないでくださいと言ったばかりで、私は答弁者じゃございませんので。

公共工事の発注ということに関しては、大きな三原則がございます。先ほど、助役の方からお答え、答弁がありましたように、公正性の原則、公共工事は公共の福祉という行政目的を実現する手段であり、その発注は常に公正性が追求されると、談合等の不正行為を排除しなければならない。これが1つ。2番目、経済性の原則、行政目的の実現に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げなければならない。入札における実効性を高めるとともに、事務経費の節減を図らなければならないと、3番目に、履行の确实性の原則、公共工事は住民の負担で行われるものであり、公共施設は常に良好なものでなければならないと、この3原則に基づいて入札というのは本来行われるべきであり、自治法の234条にうたっているのがそれですし、167条の5の2にもうたっておりますけども、その中にあって、入札そのものの制度が4とおりあると、昨日一生懸命勉強してきたんですよ。4とおりあると、いわゆる普通の一般競争入札、それと制限付き一般競争入札、制限付き一般競争入札というのが、今後大きな僕はメインとなってくるんじゃないかならうかと思っております。さらに、今、現行として、高森町が取り組んでおります指名競争入札、さらには、工事希望型指名競争入札、こういったのがございます。この4つとも、自治法の中でうたわれておりますので、時と場合によっては、こんないろんな取り組み方、事例によってはできはしないかと、そういうふうに考えているところでございます。

一番次に私が本当にお尋ねしたいのは、今現在行われておる指名競争入札の中で、例えば、高森町が、平成13年に基づいてつくっている要綱でございますけども、高森町工事請負業者選定事務処理要綱、これ、何遍も読んでいううちに非常にあいまいになってくるわけですね。私の解釈があいまいなのか、文自体は読めばわかるんですけども、非常にあいまい、ですから、具体的に例えば、最近の例で言いますと、町営住宅等の発注等が行われておりましたけども、町営住宅の発注を巡っての業者選定について、いくら以上の工事に対して、どのランクの業者が入って、どのランクの業者から何社入れたか、そのあたりをまず例として、挙げていただければ、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 指名業者の選定ということで、これは一定の資格を有しまして、ランク別に格付けやりました業者のうちから具体的にはどの業者を指名するか

は、入札事務上、最も客観的公正さが要求される事務の1つであろうかと思っています。すでに数々の審査を終えた上で、ランク付けされた業者であることからしまして、技術的にはどの業者も同レベルと判断されますことから、複数のものより合理的に、しかも公正に選定するシステムの導入が不可欠でございます。

指名に当たりましては、適格業者を公正に選定する必要があることは言うまでもございません。特定の業者に偏重することなく、これを防ぐことも必要でありますし、私ども指名審査会の中で請負業者選定の適正を期す必要があると考えているところでございます。

それから、先般行われました町営住宅のことでございますね。これは、工事種別、級別、等級表に応じまして、前から議会の方からもご意見等ございましたけども、できれば、こうした経済不況下の中では、地元業者ができる分については、是非お願いをしたいというような申し入れもあったかと思います。そうしたことも考慮しまして、地元業者の方を中心として指名をしたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 助役は非常に答弁がうまいんで、さらりと交わされるような気がいたしますけども、例えば、町営住宅を巡っていくら以上の工事だったんですかということをお聞きしたかったわけですね。5,000万円以上だったら議会に出てきますけども、出てきませんので、極端な話、たぶん2,500万円以上の住宅ではなかろうかという推測ですね、となりますと、それは当然、Bランクの業者のなるわけです。Bランクの業者がない場合にはどうするかというのが要綱に入っているわけですね。それを順番に追いかけて行くと、Bにはいらっしやらない、Cにいらっしやると、高森町内業者は。だったら、Cの業者が入るのが筋じゃないかと、Cの業者がたった高森では2社しかございませんので、C社足らないから、じゃあ、上の方からも下りてきていいよということで、Aになりますけども、Aはいらっしやらない。となると、下の方から上げなん、となると、D、Dはいらっしやらない。となるとE、Eが上がるとなると、2つ以上上に上がって果たしていいのかなという、2等級階の等級に有資格の者を指名することができるとあるけども、Bの仕事がC・D・Eとなった時には、もう3つになるわけですよ。となると、この要綱自体も何か矛盾がありはせんかなというふうに僕は解釈したわけですね。執行部は違うと思いますけども、ですから、ある面では、入札に関してあんまり詳しくない僕が思って不思議だなと思って、今質問しているわけでございますけども、この部分に関して、もう少しきちっとした入札制度のあり方を真剣に考える

べきではないかなと、極端な話、そういう高森町工事請負の審査会なり、あるいは審議会なりをつくって、それを町長に答申するぐらいの思い切った政策をとるべきではないかなというふうにも1つは思っているわけです。その辺のお考えを1つは示していただきたい。

さらには、中小企業が地元業者の受注機会を多くして、受注機会の確保をつくるというのは、議会の方でもそれは地元業者を育成するのは大事なことだということで大いに賛成はしている部分ではございますけども、そもそも入札制度によって、中小企業を保護するという方法そのものが本末転倒、入札については、公正性と経済性と履行の確実性を第一義とすべきであって、地元中小企業の保護育成というのは、産業施策、産業育成施策の1つとしてとらえて、その観点から対策を講じるべきだと、何もかも地元業者を育成、入札も入れなん、それは矛盾しているわけですね。それはそれ、育成は育成というふうに僕は分けて考えるべきだと思いますけども、そのあたりは町長の方にお聞きしたいと思います。町長の方がその部分、1つの産業施策として、どうとらえるのか、そして、助役の方で、そういったことをどう今後、検討されていくのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

あと1回しかないんですね。ですから、もう1つは、先ほど最初に申しましたように、制限付き一般競争入札、この制度はたぶんご存じだと思いますので、もう詳しくは述べません。事前に資格審査を実施して、一定の資格を要する業者について参加させる方法でございます。これが167の5の2に入っております。いろんな問題点もあります。利点もあります。そのあたりを踏まえて、このあたりに移行するとか、あるいは独自の方法を考える、そういう審査会、審議会、そういったのをつくっていかうか、そのあたりのお考えを示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私は、当初から選挙に出る時から申しましたように、こういう時代でございますから、1つでも2つでもどうしても地元の業者の方にしてあげたいと、そのために、大きな金額が出てきた場合は、それは何とかしてできる方法はないのかというところを研究をしたところでございますし、そのことにおいて、分けることにおいて、いろんな経費が伸びたり、大幅にアップしたりとか、そういうアップはまずはだめですけども、そういうことがない限りは、まして地元ということであれば、いろんな利便性もありますし、遠くからお出でになれば、当然その分の経費等も余分にかかるわけでございますから、その辺の地元の方にもご理解をいただき、どうしても地元の業者の育成と、そのことに一生懸命努力をしております

し、また、今後も地元の方の育成に努力してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 工事の種類規模別格付けの等級につきましては、現在、熊本県工事入札参加資格審査格付けを適用いたしております。なお、有資格業者の数が少数である場合、その他必要がある場合におきましては、発注予定工事の契約金額に応じまして、上位または下位の等級に属する有資格者を指名することができるとなっておりますことや、あるいは、工事成績は特に優秀な者を指名することができるとなっております。できるだけ、等級の枠内で行いたいと思っておりますが、地元業者の育成を図るとすれば、現状にそぐわない場合も生じてくるかと思います。

このため、ただいまご指摘がありましたが、工事種類別規模格付け等級表につきましては、さらに、部内で検討を加えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 入札自体、なかなか難しいものだから、僕もうまく答えられない、質問できない部分もあります。ただ、地元業者を本当に育成するということであれば、とことん、ランクなんか外せばいいわけです。地元の業者さん皆さんかたってくださいよと、ですよ。土木だろうが、建築だろうが、すべての業者さんいらっしゃい、やれる部分でやってください、ただし、責任において履行の確実性はきちっととってもらいますと、となると、変な噂も流れないだろうし、そういうやり方もとればいいのかと、最後の言葉ですけども、平成15年も残すところあと20日、今日役場の中で非常に笑顔があふれておったわけですね。皆さん、今日、いい笑顔だなと、ふと気づいたら、今日は何とボーナス日、なるほどと思ったわけですね。ちなみに、ボーナスのボーというのはのラテン語ですね。グット、良いという意味です。ナスはナースの語源で、女性を表す言葉です。ボーナス、要するに、家庭のためのいいこと、ということは、奥さんのためにいいこと、家庭のためにいいこと、家庭家族が皆様方を守ってくれている、その家庭に配分をしましょうというのがボーナスだそうです。いわゆる「へえー」というやつですね。とにかく、12月も師走で、何かと慌ただしくはなりますけども、走る途中で一歩立ち止まって、今の現実を見直すというゆとりをもって、この師走を過ごしていただき、来年度、また大いに活躍していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） これで、野中謙三君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

今回のこの12月の定例会におきましての一般質問の時間をいただきましたことにつきましても、まずもって最初お礼を申し上げておきます。よく町民の皆さん方から私に「あんた、ようがんばって復帰したな」とか「あんたも2期目だからね、がんばってもらわにやいかんよ」というようなご意見をいただいておりますし、また、お叱りもいただいております。今日は、そのようなことで、私の質問の政治倫理についてというようなことで、私、質問いたしますけれども、私は、今から12年前に平成3年、そして平成7年まで4年間だけ議員として活動させていただきました。2期目におきましては、私にしますと、2期目にしましては、落選と、私の力不足、勉強不足というようなところで、私は町民の審判を仰ぎまして、落選をいたしました。前回の選挙におきまして、私は出るつもりでありましたけれども、私の家庭の事情によりまして、出ることができず、今回、2期8年間の空白があるわけがありますけれども、今回、立候補させていただきまして、今日もここに傍聴にお出での方が、部落の方が来ておられますけれども、皆さん方が大変なご理解をいただきまして、ご支援をいただきまして、当選をさせていただきました。

今日の政治倫理についての質問をいたしますけれども、この政治倫理の条例が私が平成7年の3月最後になりました。最後の年の3月の条例ができております。この条例の中身につきましては、だいたい皆さん方がご承知であろうかと思っておりますけれども、この政治倫理、平成7年にできておりまして、その後、平成9年に調べてみますと、改正になっております。この1期目の議員の皆様方もおられますので、ちょっとこの目的だけを読まさせていただきますけれども、この条例は、町政が町民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原則に基づき、その担い手たる町議会議員、以下議員と言いますけれども、いやしくも、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、併せて、町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起しもって開かれた民主的な町政に寄与することを目的とするというというようなことで、これは目的がこの条例ができております。

このあとに平成9年が変わっておりますけれども、この条例に対して、私は、平成7年から8年に出ましたけれども、それは私はおりませんので、この後につきまし

て、私も勉強不足かわかりませんが、議会議員の政治倫理でございますけども、このようなところ、今、私の前に野中君が質問いたしておりましたけども、入札関係とか、いろんなことにつきましての条例に対しての規則が守られてきたかどうかをちょっとお伺いしたいと思いますけども、助役さんでも総務課長さんでもよろしゅうございますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 7番議員さんの議会議員の政治倫理についての行政についての考え方をお聞きかと思えます。議会議員の政治倫理条例及び同施行規則につきましては、平成7年の3月の9日に制定されているところでございますし、また、その間で条例改正等があったように覚えております。議員個人に関わる倫理性でございますので、自覚とやはり自ら進んで高潔性を実証するに努められることがあるかと思えます。すなわち、倫理とは人として守るべき道であろうかと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 何かこう町長さんの方から先に答えを言われたような感じ、私の今から質問をしなくちゃならない答弁がございましたけども、この条例は、私から見ますと、私が空白のこの2期8年間の中におきましても問題はなかったと、私も認識はしておるつもりであります。なぜならば、この条例ができました時には、やはりこの条例に違反しておられる方は誰もおられないわけであります。なぜ違反と、規則違反と申しますか、そのような方はもうなかったと私も申し上げてもよろしゅうございますけども、なぜそうなるのか、それはまず、この条例をつくり出す時に、一応皆さん方からいろんなお話がございましたけども、やはり私が何らかの社長で、私が議員に立候補いたします、当選をいたします、そうしたならば、私は社長ではなく、やっぱり名前が皆さん方どこでも変えられておるわけでありますね。ですから、その時にそうなるから、こういう条例はつukらない方がいいと、その当時、言われておられた議員さん方も多々おられました。私もそのような条例であるならば、このような条例は私もいらんと、つukらん方がいいんじゃないかというようなことを申し上げましたけども、その時に、今、町長さんのお話が少しありましたけど、そんな問題じゃないよと、生一君、議員に出る時には、やはり皆さん方は地域の代表である、そして町民の代弁者である、その方が私が今理論を言っておりましたけども、そのような形で名前を変えられて、そしてそのまま従来どおりの町の公共工事関係等につきましても、そのようなことでやっていくならば、全

然話が違うじゃないかと、やはり今、言われておりましたけども、モラルの問題とか、道義的責任がそういうところが発生して出てくると、だから、そのようなことは、これはもう皆さん方、私、執行部に言う問題じゃございませんけども、私達議会議員のこれは政治倫理でございますけども、私どもが今から考えて行かなくちゃなりませんけども、そのようなところをよく考えていただいて、この条例はつくらなくてはならないというようなことで、この条例ができた経緯があったと、私は思いますけども、私は、この条例制定後、このような私が今質問をいたしておりますけども、このような質問があったかなかったか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思いますけども、その空白、私はわかりませんので、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 政治倫理に関しましては、私の記憶するところではなかったように思います。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 大変私は、もう残念に思います。そのような質問が少しでも1回でもあっておれば、少し私も納得するんですけども、やはりこの条例が機能を果たしていないわけですね。私から言わせますと。だから、そこら辺、これも今、町長さんであられますけども、町長さんもその関係する議員さんで私はあったと思いますけども、町長さん、そのようなことで、ほかの議員時代、2期8年間やられておりますけども、そのようなご質問なり、そのようなお話が議員の中からでもよろしゅうございますけども、そのようなお話はございましたか、お伺いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） そういうことはございませんでしたけども、これはやはりその人その人がここで守ることでございますから、どんなに言ったから守れ、守れ、どうするぞ、こうするぞということじゃなかったような気がいたしております。そういう質問はなかったと記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 大変私も残念でたまりませんけども、今後、これは議会議員の政治倫理の問題でございますので、これはもう私ども今からこのようなところはよく注意をして、私どもが考えていなくてはならない問題であろうと思います。

では、これ、1番目の質問を一応終わらせていただきますけども、2番目の町長は政治倫理についてどう思われているのかということで、ちょっとお伺いしたいと

思いますけども、そこら辺は町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 政治倫理と、どう思われるかということでございますけども、やはり先ほども申しましたように、政治倫理とは、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を使って自分の利益を図ってはならずと、そのようなことでございますし、その地位の影響力を不正に行使することないように、公正公平で開かれた生活、開かれた活動をするということを目指すものが政治倫理じゃなかろうかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 今、町長さんに政治倫理の問題につきまして、私質問いたしておりますけども、私は、今年の4月に町長選挙あっております。議会議員の選挙もございました。そこら辺の世間話と申しますか、町民の皆さん方の声を少し今日、お話をさせていただきたいと思っておりますけども、ちょっと話がよくないかもしれませんけど、ちょっと失礼させて話をさせていただきます。

私も議員の選挙に出ましたけども、ある私は1人じゃございませんけども、何名の方からも私はお話がございました。「生一ちゃん、あんた今度議員に出るとな」「はい、今度出ようと思っています。がんばります」と、「あんた、考えた時にたい、町長はそれそこ」言葉は悪うございますけども、「土方をしとらず町長が出ますが、これええかい」と、そのような質問を私は受けました。町長さんも言われたかもしれません。で、私は、その時に私は答弁するんではありませんけども、「いいんじゃないですか」って、「社長であれ、土方の社長であれ、何であれ、町長に出られていいんじゃないですか」と、私はかばって言ったわけではありませんけど、私はそう申し上げました。そしたら、何と言われたかと申しますと、「ほう、そういうことでいいいな」と「いや、何ですか」て、「ほんならあんた、その町長になられた方がその方がもしも町長になられたら、町長になってから町の仕事ばどんどんってええかい」とそういう町民の声を私は聞いているわけですね。したがって、私はその方にお答えしたのは、「その方が町長になられて、仕事をされるかわからないのに、この選挙前、選挙中に私にそういうことを言われても困りますよ」と、「その方がなれなかったらどうするんですか。その方がなれるかなれないかわからない選挙期間中なんかにはそのようなことは私に言わんでくれ。私は自分の選挙運動でいっぱいですから、そういうことはできません」というようなことを言ったことがございます。

そして、町長に出られた3名の方がおられましたけども、今、現藤本町長さんが当選をされたわけでありまして。私は、こういう質問はあんまりしたくなかったんですけど、町民の皆さん方から「生一ちゃん、生一ちゃん」「何ですか」「あんた、あがん言いよったが、ほら見てみれ、町長になって仕事しとらすどが。こういうことであつた、議会としてこういうことでいいのか」というようなことを私は1人じゃなくして、何名の方からも私、言われたんです。実際に、今町長さんになられて、町長さんの会社じゃございませんけども、名前出してもよろしゅうございますが、藤本組さんが町長さんになられて、仕事をちょっととられていると思いますけども、水道関係とか、仕事をとられていると思いますけども、そこら辺、ちょっとお伺いしたいと思います。聞いておかんとうわかりませんですからね。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 工事につきましては、藤本組、森山哲次さんで水道、また土木工事入札参加されております。落札もされております。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 町民の方はもう私が先ほどから申し上げておりますとおり、それは町長さんは社長でありませんし、何ら関係はないような感じでございますけども、私が今申し上げておりますのは、やはり道義的責任、これはモラルの問題とかという点で、ほかの方が言われますけども、誰もが町民の皆さん方は町長さんが藤本組と全然関係ないとか、そういうことは思っていられないんですよね。そこら辺を私は今後におきまして、やはり町長さんに私はお願いをしたわけでありまして、モラル、これは教訓とか品格とか道徳的とか素行とか、そういうようなことになっております。道義的責任とか、私が今申し上げております人間の道を重んずるとか、そういう答えでございまして、やはり私は、今なぜ私がこういうことを申しますかと申しますと、今まで高森町の選挙におきましては、町長選挙におきまして、ずっとこの町を2分するような選挙が行われてきておるわけでありまして。今回は、3名の町長さんが出られて、今回、また藤本町長が今なつていらっしゃるわけでありまして、私は、町長が嫌いでも好きでも、嫌いでこういうことを言っているわけではございませんし、今後の町の発展のために私は町民から疑惑を抱かれるようなことがないようにやっていただかなくては、今後の私は町長さん、また町村合併になるか、単独でいくか、それは私はわかりません。しかしながら、その次回の選挙におきまして、町長さんがこのままやっつけられると、非常に町民の皆さん方に疑惑を抱かせるようなことになると、私は思いますの

で、できますならば、今後におきましては、私の今申し上げておりますことをご理解をいただきまして、そして、やはり町民からああ今の町長は変わらしたばいつて、やっぱりそんな次はこのまま誰が対抗馬で出ても勝たんばいと言われるような町長さんに私はなってほしいと、そのようなことを私は願って、このような質問をしているわけでございます。どうぞ、町長さん、そこら辺をよくお考えいただきまして、お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろいろと7番議員さん等にもそういうお話が、私もそういうことをお聞きしたこともございますし、藤本が町長になったなら、何もかも仕事はとって、4年間で儲けてやめらすがたいと、それは結構、そういう話もございます。私も今まで2期8年間、皆様方と一緒に議員をしてみましたが、私自身、建設課に寄ることもしない、極力、そういう疑いを持たれないように努力してきましたし、私も今度、町長になりまして、建設業だから土方だから町長に出ない、そういうこと自体は少し何か職業が違うような気がいたします。私も高森町に来て、藤本組と始めましてから約35年経ちます。私はここ10年間一切そういうことにも携わってきておりませんし、今、藤本組の会社にも20名近くの社員がおるとじゃなかろうかなと、当然、その方達もご飯を食べるだろうし、いろんな生き方があろうと、そしてまた、その会社が1億円あると8,000万円取ったとか、皆取ったというなら、また意味も少し変わったような気もしますが、そういう話、結構私も聞いております。ただ、私が申しますには、私は自治法第142条におきまして、そういうことに一切触れることもございせんし、私、平成7年からここまでやってきて、その政治倫理についても抵触することなく、また就任に当たっても地方自治法142条に抵触しておりません。したがって、今、私は町長に専念をしているところでございます。

私も、今、7番議員さんから注意を受けましたが、私自身、そういうことを考える暇がありません。いかにこの4年間、高森町の社長として預かった以上は、この行財政面に関しまして、この厳しさの中で、どのようにして、町の長として一緒にがんばっていかんやいかんなど、そのことだけが一生懸命でございますし、日々、町民の方々の福祉、また町の発展、いろんな面に対して、1つ1つを必ず実行していかと、先ほど6番議員さんがおっしゃいましたが、民間手法とは何ぞやと言われるわけでございますから、その分に関しまして、一切その藤本組に関して、私もまた考え、知恵を浮かべたこともございせんし、何らそういうこと

にはしておりませんので、どうか、ひとつ議員の皆様方も今後の高森町、今、何が
必要かとお考えいただきまして、どうか、ひとつこの私を4年間力添えと、またご
支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 私は、今ちょっとお願いしていることが、私は理解をしていた
だいていないと思いますけども、今、町長さんが言われておりましたのは、これは
もう9月の定例会におきまして、野中議員が一般質問でこれやっております。これ
はもう法的な町長自身の自治法の142条の兼業の禁止と言われ、落札業者になる
ことはできない、法人の規定に反することはないかというようなことで質問をいた
しておりますけども、その時、町長さんは、平成7年以降一切建設業に関してもタ
ッチしていない、何らそういうことは堂々で行きたいというようなことで、それは
わかっているわけでありますが、それは法的に私は何も問題は、私は法的なことを
言っているわけでありません。やはり今、私が申し上げておるのは、皆さん方が言
われておるのは、やはり、道義的責任がどうだこうだとか、モラルがどうだこうだ
とか、そのようなことを町民の方が言われておりますので、一生懸命、今、町長さ
んがやっておられるのは私はわかります。いろんな町のことにつきましては、がん
ばっておられるのはわかりますけども、やはり今後において、やはり私がお願いし
たいのは、今、建設業におきましても、私が町民の皆さん方の声は来年は土方が
つぶれるぞて仕事もなかって、土方はつぶれてしまうばいたって、その中において、
私が今申し上げておりますのは、町長と藤本組さんは、町長は今関係ないようにな
っておりますけども、関係あるんですよ、実際の話が。私が今道義的、モラルの問
題とか、そのようなことを申し上げておりますけども、町民の皆さん方は100人
のうちそれはもう私は100%そう思っていらっしゃると私は思いますよ。私もこ
ういう質問したくないけども、町民の皆さんは土方は皆つぶれてしまうと
言いよる時、町長になられた方がその仕事をされていいですかということを私は重々言われ
るからですね、言いたくない質問もやっておりますけども、そこら辺をよく町長に
私は考えていただきたいと、そうすれば、自ずから町の、先ほどから言われており
ますけれども、町の社長としてがんばっておるといようなことで言われておりま
すけども、それが自ずから町の発展のために今からのいろんな事業に対しまし
ても、私はスムーズにいくと思いますけど、そこら辺が繰り返していただかないと、
やはりいろんな問題がわあわあ町民から言わせてから、私はもう非常に町の中のや
り方も厳しくなってくると、私はそのような心配をするわけで質問をしているわけ

でございます。どうぞ町長さん、よろしくそこら辺をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、7番議員さんがおっしゃることもよく理解できますけども、先ほど私は申し上げたとおりでございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 政治倫理につきまして、私どもの議会議員の政治についてと、私どもそれは議会議員として考えなくては、やっていかななくてはならない。今、町長さんにつきまして、いろんないやな質問になったかもしれませんが、私は町を考えた、今後のいろんなことにつきまして、私は大切であろうと、そのようなことで私は質問いたしましたけども、だいたい私の思い通りの答弁で私はありませんでしたので、やはり私どもも今後、いろんなことを見ていきまして、また今後におきましても、またこのような質問が出るかもしれませんが、よろしくそのところご理解いただきまして、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君の質問を終わります。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐でございます。

昼も近くなりましたけれども、短時間に私の質問は終わらせていただきたいと思います。

前に皆さんが質問されましたので、重複する部分もたくさんございましたので、簡潔に質問をしたいというふうに思っております。

今、7番議員さんから政治倫理についてお話がございました。そういうことが町民の間で本当にあるとするならば、やっぱり払拭するための努力を町長にもお願いをしたいなというふうに思っております。

新しい町長になりまして、初めての質問でございます。一家の親父さえ大変な時期でございますし、ましてや、町の親父、舵取り役という任務、大変であろうというふうに思っております。こういう言葉がございます。一代で大事業家になったホンダの本田宗一郎、あるいはソニーの森田、それにまた、松下電器の松下幸之助、また、明治・大正・昭和を生き抜いて、たくさんの公共事業等に手を掛けた、これ有名な渋沢栄一という方が言った言葉の中に、「世の中は理屈じゃない。行動だよ」と、こういうことを言われました。いかにいい言葉を並べても実績が残らなければ何もならないというふうに思っております。新町長にこれが適合するかどうか

わかりませんけれども、阿蘇小国から河津寅雄さんおられました。私も青年時代にあの人の演説をちょっと聞きました。話を聞きますと、もう話になりませんですね。どこから見ても百姓家のじいさん、そんな感じに受け取ったわけでございますけれども、行動力、政治力、そういうものは抜群だったというふうに聞いております。いろいろ町長、公約の中で民間手法を取り入れて、町おこしをするんだという思いの中で当選をされてきております。一代で大事業家になったと言っても過言ではない新町長であります。民間の手法を取り入れて、これから先、本当にさっき言った4人の方達ではありませんけれども、そういった発想、思い切った発想の中で、町の振興ができるならば、これは、私は期待してもいいんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

そこで、本題に入りたいと思いますけれども、今、町の振興計画、素案づくりが私もその中に入っております。中身を見ますと、これはもう今、日替わりをしております国政なり、あるいは何が飛び出してくるかわからない、総務省の通達などを見てみますと、計画がなかなか立てにくいのが当然だろうと思っております。あの中身を見ますと、やっぱり前の5カ年計画とそうは変わっていませんですね。本当に大胆にここが変わったぞと言われる部分があるかというふうに期待をしておりますところ、そういう部分がどうも見あたらない感じがいたします。

そこで、町長さんもうあと3年半しかないですね。そういうことになりますので、2期目はそれはもう当然どうなるかわかりませんが、今期は3年半しかありません。その中でどういったその思いきったですね、その手法で本当に町おこしをやられるのかということをまず、お聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今後の町の振興計画についてかと思います。財政面また行政、いろんな町の今後の施策についてかと思います。今現在、平成16年度から20年度にわたります5年間の基本計画策定事業を進めておるところでございます。もう皆さん、ご存じのとおりでございます。大変財政を取り巻く状況は以前にも増して厳しい状況にあります。三位一体の改革の中で交付税の削減が先行する一方で、税源委譲の内容が今ひとつ見えないのが不安材料の1つでもございます。このような状態がいつに解消されるかというのは、到底、今のところ、考えられず、これからの財政運営は引き続き厳しいものが強いられるのではなかろうかなと思っております。

さて、振興計画でございますけども、事業遂行のためには当然のことながら、多くの財源を必要としてまいります。今回の基本計画作成に当たりましては、財政の十分な見通しと合わせまして、合併の議論の最中でございますけども、いかなる場合にも対応ができるように、財政計画並びに事業計画を作成するよう指示しているところでもございます。

今回、作成いたしました計画の遂行に当たりましては、福祉・産業の振興など、住民にとりまして、真に必要な事業に優先的に取り組みまして、計画が示しております施策がスムーズに進行できますよう、皆様方とともにがんばってまいりたいと、そのようにも考えております。

合併問題におきましても、三位一体にいたしましても、まだまだ決定はなされておりません。1万人未満はどうかとか、また、人口密集地はどうかとか、地域によっては1万人未満でも構いませんよとか、なかなかまだはっきりしないのが現状でございます。いろいろと今後、国の施策については、皆様方のご意見等も拝聴しながら、1つ1つを解決してまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） さっきから町村合併するかしらないかという話も随分出てきたところでございます。誰が見ても、当面は単独でいかざるを得ない状況にあるようでございます。単独で行くとするならば、やっぱりそれなりのことをやっていかなきゃならんだろうと思っております。それで、熊日のこれは11月13日に載っております総務省の経済活性化推進地域、阿蘇・八代など27地域を選定ということが出ていたですね。ここに私、持っておりますけども、これがどういう事業なのか、ちょっとこれは値するのか、総務課長、わかりましたら。向こう3年ということがうたっておりますので、ちょっと中身をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 手元に資料を持ち合わせておりませんので、断片的になるかと思いますが、阿蘇郡内を1つにまとめまして、たとえの話ですけれども、遊休農地等を市民農園に開放していくのを許可を緩やかにするとか、そういった部分が確か含まれておったのではないかというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） これは総務省は事業所の倒産や雇用情勢の悪化など、経済停滞が著しい地域の活性化を図る、地域経済活性化対策推進に熊本県の阿蘇12カ町

村、八代を含めて27地域を選定したと書いてございます。該当市町村の単独事業に対し、事業費の75%、地方債を充てるほか、元利償還の30%が地方交付税で手当てされるということが書いてありました。それで、これはこれとして、これはもう向こう3年間でございますので、いろいろ計画があれば、早く立ち上げて、満額使う必要があるというふうに思っております。いずれにせよ、合併は3年伸びるかおそらく5年伸びるかは定かではありませんけれども、これは避けて通れないところでございます。

そういうことを考えますと、合併してなかなか難しい、こういうことは合併してすぐはなかなか難しいだろうと思うような部分、この間も素案づくりの中で申し上げましたけれども、中心市街地活性化事業とか、あるいはまだ集落毎の連絡道路とか、こういうところの整備がまだ遅れているところですね、こういうところをただただ5カ年計画の中では町民が誰から見ても平等性、あるいはこの無理無駄のないような計画をつくるのが当然でございますので、絵に描いた餅になってはなりませんけれども、あれが正しいというふうに思っておりますけれども、抜擢して、この3年間にやらなければならない部分、こういう制度が本当に使われるならば、思い切ってやっておく、多少、これはもう道路とか、そういったものを整備するのは借金をしてもいいんですよ。100年も200年も末代に残る事業です。箱物あたりは20年したら、30年したらもう解体しなきゃならんというふうなところもありますけれども、道路あたりは末代ものです。

それと、一番さっきから言います町の中心市街地活性化事業、これも早く立ち上げて、この期間にやっておく、佐伯議員がいつか、大きな表札で配られましたせっかくの湧水トンネルから出てくる水を何とか利用して、町の中いっぱい流す、そしてイメージを変えたらどうかというような提案もあったわけです。私も中身を見まして、なるほどいい発想だろうと思っております。これは、これとして、今申し上げた部分について、町長として、やる気があるのか、再度、お尋ねをしたいというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変勇気づけられるご意見でございますし、私も今おっしゃいましたように、できるものはどしどしとやってまいりたいと、また、合併等がもしも早い機会に決まれば、またそのようなことに関しても、やはり当然のことながら、少々財政が圧迫いたしましても、合併が決まるようであれば、やって進んでまいるとまた1つの手法ではなかろうかなと思っております。いろんな面に関しまし

でも、計画等は十分してございますけども、今までがやはりきれいな絵でございました。部分がだいぶんありますから、今回はそういうことに關しまして、実行してまいっていかねばならないと思っております。皆さん方のお力を借りてどしどしとそういうことに關しまして、まい進してまいりたい、そのように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） よろしくひとつお願いをしておきます。

それでは、第2番目の質問、各種イベントの進め方について、高森町では、たくさんイベントが開かれております。もう湧水トンネルで最後のイベントになろうかと思えますけれども、クリスマスのイベントも間近に迫っております。新酒とふるさと味祭りから始まって、この湧水トンネルのクリスマス祭りまでが最後かなというふうに思っておりますけれども、私はちょうどこれは普段も考えておるところでございますけれども、10月25日に町の体育館で伝統芸能祭がございました。ちょうど4年前だったというふうに思っております。私もちょうどうちの地域から出ますので、最初から最後まで見させていただきました。4年前も大変感動して帰ったわけでございますけれども、今回も大変感動して帰りました。これほどすばらしい伝統芸能がいくつも残っている町村、おそらく全国でも珍しいんじゃないかというふうに思うところでございます。これだけ立派な伝統芸能が残っておりながら、町民の関心が少ないのにもまた驚いたわけですね。あれだけ皆さんが熱演しておるのに、町民の参加が本当にさみしい。他町村、県内外からもだいぶん来ておられたようでございますけれども、大変感心して帰られて、もうカメラのシャッターも押し通しだったですね。これを何とかさっきから観光の話もありますし、活かされないかという気持ちを持ったところでございます。

ばらばら例えば風鎮祭、これは本来ならば、農家の五穀豊穰風鎮めの祭りが起源だというふうに伺っておりますけれども、周囲の者はもう無関心ですね、町の旧商店街の方達が一生懸命やっておられますけれども、本当に昔から比べるとさみしい。これもやっぱり日にちを変えるなり、その開催の仕方、土日に変えるなり、中身を考える必要がきているのではないかというふうな気を持っておるところでございます。

ところで、回りくどいことを話すとはでございますけれども、発想を変えて、私はさっき言ったようないろいろなイベントを1回、1回でいいと思います。その年の真ん中ぐらいででかっとイベントをやったらどうかと、そして、高森の特産

品、味どころ、いろいろ観光、パンフレットを並べてですね、俵山トンネルもできましたので、高森をまずもっと知ってもら、熊本だけじゃなくして、これは全国に知ってもらのがいいわけでございますけれども、まず、市内の真ん中ぐらいで1回1日かけて町民あげてやってみたらどうかと、こんな思いをいたすところでございます。

そうすることによって、高森を知り、高森の良さ、高森のおいしさ、知ってもらった上で高森にどんどん足を運んでもらう、できれば、その滞在型が増えれば、また高森に住みたいという人が増えれば、なお結構ですけれども、もったいない伝統芸能というのがあるながら、どうも宝の持ち腐れのような気がしてならないわけでございます。

是非とも、すぐとは言いませんけれども、町長、さっきから言いますように、3年半の中で一度思い切ったことをやってみたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私もまったくそのようなことを考えてきているところでございます。やはり、発想、また独自性を本当の高森町の独自性を出して、やはり本当言うなら、市内に高森店を出すと、福岡に打って出るとか、東京のど真ん中に打って出るとか、そのような一つの独自性としては、いろんなやり方があるかと思えます。今、おっしゃっておりますのは、今現在、各種行われているイベント事業にしましては、なかなか開催する目的、その時期、またその場所、その内容、なかなか1つというのが、新酒祭りを風鎮祭と一緒にするわけにはいかんだったりとか、なかなかそれを合併というのは、このイベントの組み方というのが大きなまずやはりはなしのぶコンサートにいたしましても、あの花が咲く時期でなからんことには、はなしのぶコンサートを冬やるわけにもいかんし、なかなか目的と時期、その場所、場所はいくらかはいろんなことはできませんかと思えますけれども、そのあたりがなかなか難しい分があります。やはり野尻地区のヤマメ釣り大会にいたしましても、やはり時期的には7月8月の暖かい時期でないといかんだろうし、そういう面もなかなか組み合わせが難しいところもございます。ただただ私、思いますには、今後は自分達のローカルと申しますか、地方色を打ち出して、堂々と大きなイベントを組んでいかなければならないと、その中でまた元に戻りますけれども、民間手法で言いますならば、今おっしゃいましたように、大事なことは、1つ将来に向かってシミュレーションづくりも大いに今のうちにしていっておかないといかん

など、そのようにも思いますし、また、人の面、物の面、財政面、地域面、いろんなことを考えれば、今おっしゃったように、そういうことも1つの提案されたことに関しまして、できるものから大きな1つの集合ができるものから大きなイベントにしていきたいと、そのようには思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） どうも風邪をひいてからちょっと喉の調子が悪うございます。町長さんのその意気込みを伺ったわけでございますけれども、富山県の町の名前ちょっと忘れましてけれども、風流な祭りがあります。小さな町、三千人位で風のおんこい祭りという祭りが、これNHKでもありましたけれども、3千そここの町でございますが、その祭り、3日間に25万の人が来るそうです。町あげての祭り、これをやっぱり1年かけて準備してやると、その波及効果は私もあの時、数字は忘れましてけれども、付け忘れましてけれども、大変なものだという話です。波野も県立劇場で神楽やりましたね、あれもやっぱりあれから波野を知り、波野の神楽を知って、全国から来られるようになっておるということでございます。そういうことでございますので、是非今言った発想が叶うかどうか分かりませんが、叶うように、町長さんの最大の努力をお願いし、今、こう大変時間過ぎましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件についてを議題とします。

11日は休会となっております。なお、11日は各常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後0時20分

1 2 月 1 2 日 (金)

(第 4 日)

平成15年第4回高森町議会定例会（第4号）

平成15年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公吉郎 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	二子石 衛 君	野尻出張所長	岩 下 健 治 君
収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	岩 下 生 人 君

監査事務局長	佐 伯 秀 和 君	農業委員会事務局長	村 嶋 兵志郎 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局係長	佐 藤 幸 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第50号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての審査の結果及び経過についてご報告いたします。

当委員会としては、平成15年12月4日、学校統合について考える会代表、阿南則一氏より草部南部小学校、草部中学校統合問題についての保護者の意識調査実施の趣旨の文書提出を受け、同年12月10日午後4時より第3・第4委員会室にて、全委員出席のもと、同会代表ほか11名とともに、学校統合についての意見交換会を行いました。そのことを受けて、平成15年12月11日午前10時より、第2委員会室にて全委員出席のもと、佐藤教育長、岩下事務局長、後藤次長、秋山係長、阿部係長に出席を求め、議案第50号について詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、全委員一致で議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、継続審議とすることに決しました。

継続審査となった経緯についてご説明いたします。まず、長年の懸案であった高

森町小中学校統合について、草部南部小学校、草部中学校それぞれ高森東小学校、高森東中学校に統合すると政治的判断で第3回定例会、平成15年9月25日の一般質問を受けての町長答弁は高く評価できると理解いたします。しかしながら、平成13年8月28日の前今村町長の合意形成に向けての協議を行う旨の草部地区への確認書を最後に、その後、約2年間、草部地区の小中学校の保護者及び地域住民との協議がまったくなされていない事実に対しては、町長部局、執行部局ともに学校統合に向けての話し合いが伝わっていなかった、その誠意が伝わっていなかったと、地域住民の方々に誤解されても当然だと理解いたします。

さらに、平成15年9月25日の学校統合をする英断ののち、同年10月28日の小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の議案決裁日を経て、同年12月8日の第4回定例会初日までの間、町長部局、及び草部南部出身でもある助役、収入役においても、まったく草部南部地域に対する説明等がなされていないことは、学校統合に対する誠意が伝わっていないものと理解されます。

以上により、高森小中学校設置者としての町長、及び執行部側には草部地域の小中学生の保護者及び地域の方々に対する説明責任を十分に果たす必要があること、さらに、草部南部地域の方々も高森町教育行政への理解をさらに深めていただく必要があるという意見で委員会決定を見ました。

よって、文教厚生常任委員会としては、説明責任と教育行政への理解をさらに継続して審査する必要があり、本議案を継続審議とするものでございます。

高森町の東中学校が開校して16年、東小学校が8年経過しております。第1回目の東中の卒業生が今年で31歳になっておられると思います。児童生徒にとっての1年1年の進歩は、我々、私達高森町行政に携わっている者にとっても、大きく違うような気がいたします。子供達から教えてもらうこと、学ぶことはあまりにも大きすぎ、子供の成長に対し、高森町役場、高森町議会、住民が追いついていないという現実を素直に反省し、子供児童生徒のための学校統合をなるべく早く実現するよう努力し、さらなる審議を重ねる所存でございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告は継続審査であります。これから委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから委員長報告について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号の委員長報告について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第51号 高森町職員等の旅費に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第51号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第51号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定については、12月11日午前10時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課長、係長、各係、出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５１号、高森町職員等の旅費に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第５２号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第５２号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第５２号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、１２月１１日午前１０時より、第３・４委員会室において、委員全員出席のもと、総務課長、係長、各係、出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第５２号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第５３号 高森町体育指導委員設置条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第５３号、高森町体育指導委員設置条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 議案第53号、高森町体育指導委員設置条例について、平成15年12月11日午前10時より、第2委員会室にて、全委員出席のもと、教育委員会係長以上全員出席を求め、慎重に審議した結果、第2条中、12人を15人以内に改める修正案が出され、審議した結果、修正案を認めることになりました。その他の項目に関しては、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告は修正です。これから委員長報告の修正案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、委員長報告の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

—————○—————

議案第 6 6 号 平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 6 6 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第 6 6 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算については、1 2 月 1 1 日、第 3 ・ 4 委員会室において、委員全員出席のもと、総務課は 1 0 時より、企画財政課及び税務課は 1 1 時より、各課長、係長、それに各係それぞれ出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第 6 6 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について審査の結果をご報告いたします。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日午前 1 0 時より、教育委員会関係、さらに午後 1 時より町民福祉課、住民生活課関係、各係長以上に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全会一致で原案のとおり可とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 6 6 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について、1 2 月 1 1 日午前 1 0 時から第 1 委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課、農業委員会事務局、商工観光課、建設課の各課長、局長及び各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午後 1 時から湧水トンネルの現地において、担当者からイベントの内容確認も行い慎重に審議した結果、全員、原案どおり可とすることに決しました。

また、住民から要望されていた湧水トンネルの無料開放の件について協議しました結果、1 2 月 2 4 日に開催されるクリスマスファンタジー当日実施されるよう全委員確認し、町長に要望書を提出することを決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第66号、平成15年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第67号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第67号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第67号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、12月11日午前11時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課長及び係長出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第68号 平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第68号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第68号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について、12月11日午前11時より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課長、係長出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第69号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第69号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算

については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、平成15年12月11日午後1時より、第2委員会室において、全委員出席のもと、保健福祉課係長、課長出席を求め、詳細にわたる説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容につきまして報告いたします。

平成15年12月10日午後2時から、第1・第2委員会室におきまして、委員全員と総務課長、課長補佐、教育委員会事務局長、建設課長、保健福祉課長、課長補佐、並びに企画財政課長及び課長補佐出席のもと、委員会を開催いたしました。

今回の委員会では、平成16年4月から運行開始予定の仮称町民バス及び高森中

学校、高森中央小学校スクールバス運行に伴う運行事業の選定について協議をいたしました。その結果、町民バスを産交観光バスにスクールバス4両のうち3両を九州中央観光に、また、残り1両を産交観光バスにそれぞれ割り当てる方向で進めることに決定いたしました。

なお、町民バスについては、今までと運行形態が変わることから、初年度及び3年から5年ごとに見直しをすることなどと事務局に要望いたしました。また、教育委員会からは高森中学校スクールバスの中学校前停留所について、私有地を利用しておりますが、安全を確保する必要から、校庭内に移動してほしいとの要望が出ていますが、プール建設の関係等から今後さらに検討することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田生一です。

広報特別委員会の報告を申し上げます。

9月の定例会のあとに私は、早急に出すというようなことで、皆さん方に報告を申し上げておりましたけれども、11月に「きずな」を出しております。今定例議会におきましては、いろんな事情がございますけれども、なるべく早めに出すことができるように私どもの広報委員会、1月になりまして、努力をしまいたいと、このように考えております。

以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 12番 三森でございます。

町村合併問題検討特別委員会といたしましては、先の住民発議、蘇陽町への議会付議ができません経緯上、検討委員会といたしましては、合併を前提といたしまして、今後、各町村の動きの動向を見ながら、鋭意勉強会を開きながら、今後進めていくことを確認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 大変お疲れでございました。議会にとりましても、執行部にとりましても、改選後、新しい体制での7カ月余りでございまして、その間、いろいろございましたけれども、目指す目的は1つでございます。議会も執行部も住民の方々の生活の安定と町発展でございます。残すところ20日余りでございますけれども、来年も執行部の方々と激論を交わしながら、よりよい議会に、よりよい町づくりに向けていきたいと思います。

会議を閉じます。

平成15年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平成15年第4回定例会

平成15年12月発行

発行人 高森町議会議長 相馬 俊 行
編集人 高森町議会事務局長 長 尾 和 博
作 成 株式会社アクセス

電 話 (096)372-1041

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電 話 (0967)62-1111